

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が組合員である間は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

(特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の七 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対する附則第十二条の三の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」とする。

(昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例)

第十二条の七の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるとき、又は同月二日以後に生まれた者で前条第二項の規定の適用を受けるものであるときは、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金に

については、適用しない。

2| 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

3| 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第十二条の七の三 次の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合には、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

の間に生まれた者

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

4 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額に改定する。

5 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附

則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の「と」、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第十二条の四の二第一項から第四項まで並びに第十二条の四の三第三項及び第四項の規定は、その者については、適用しない。

7 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

8 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の四の三第二項及び第四項の規定（これらの規定中第七十九条第二項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）は、適用しない。

第十二条の七の四 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）

（）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

一 その額が附則第十二条の七の二の規定により算定されているものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものであること。

二 その額が附則第十二条の七の三第一項から第五項までの規定により算定されていること。

3 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているもの（前条第八項に該当する者に係るものに限る。）に限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、第七十九条第二項中「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるのは、「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

第十二条の七の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七

- 十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた金額(以下この条において「繰上げ調整額」という。)を加算した金額とする。
- 2| 繰上げ調整額については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
- 3| 第一項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第十二条の四の二、第十二条の四の三第三項及び第四項並びに第十二条の七の三第四項及び第五項の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。
- 4| 繰上げ調整額(その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十月に満たないものに限る。次項において同じ。)が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。)の算定の基礎となる組合員期間の月数(当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月)が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金

額とを合算した金額を加算した金額とする。

5| 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改定するとき、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

6| 繰上げ調整額が加算された退職共済年金に係る第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）」と、「前条の」とあるのは「前条並びに附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した金額とする」とあるのは「加算した金額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至ったときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

第十二条の七の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の七の二第二項及び第三項又は第十二条の七の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時（当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の七の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されているもの又は附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の

額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）
「と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて
」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した
当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる
年齢に達した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利
を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時から引き続き」
とする。

（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、
組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者
の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合にお
いて、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄
に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を
連合会に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則
第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する
。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しな
い。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間
が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応
じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引
き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定
めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げ
る年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金
を受けたいことを希望する旨を連合会に申し出たときは、その者に退職
共済年金を支給する。この場合においては、附則第十二条の三及び第

十二条の六の二の規定は、適用しない。

3| 第一項又は前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第十二条の四の第二項又は第三項の規定の例により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

4| 第一項又は第二項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第三項の規定による減額後の額」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）とする。」とする。

5| 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6| 附則第十二条の五、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十二条の三」とあ

るのは、「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

7 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第三項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第三項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第十二条の八の二 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十四条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受け終わつたとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき。）。

2 | 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、財務省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月の分の退職共済年金について、第七十九条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 | 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当

するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三十で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4| 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金（退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。）の支給を停止する。

5| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

第十二条の八の三 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に六分の十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の月額を控除して得た金額に十五分の六を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た金額の百分の六十一に相当する金額未満であるとき。 当該受給権者の標準報酬の月額に百分の六を乗じて得た金額

二 前号に該当しないとき。 当該受給権者の標準報酬の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た金額に対する当該受給権者の標準

報酬の月額割合が逡増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で逡減するように財務省令で定める率を乗じて得た金額

2| 前項の場合において、調整額が第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額（第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額）以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3| 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の百分の七十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額が支給限度額以上であるとき。

4| 第一項及び第二項の規定を適用する場合には、第七十三条第二項の規定は、適用しない。

5| 前各項の規定は、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）」とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替える

ものとする。

(特例による退職共済年金の支給の繰下げの特例)

第十二条の八の四 第七十八条の二の規定は、附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、適用しない。

(自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例)

第十二条の九 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条の二に規定する若年定年退職者(同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この条において「若年定年退職自衛官」という。)のうち附則別表第三の上欄に掲げる者(政令で定める者を除く。)に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 附則第十二条の七の規定は、前項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3 附則第十二条の八の規定は、若年定年退職自衛官については、適用しない。

(障害共済年金の特例)

第十二条の十 第八十一条第三項から第六項まで、第八十四条第二項、第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書の規定は、当分の間、附則第十二条の二の二第三項若しくは第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者又は国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権

者については、適用しない。

2| 第八十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齡基礎年金の受給権者」とする。

(遺族共済年金の額の改定の特例)

第十二条の十の二 第八十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齡厚生年金その他これに相当する年金である給付であつて政令で定めるものの受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「前条第一項第二号イ」とあるのは「前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

(遺族共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の十一 遺族共済年金の受給権者となつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十一条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十六歳
昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日まで	五十七歳

の間に遺族共済年金の受給権者となつた者	
平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十八歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十九歳

(退職一時金の返還)

第十二条の十二 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2| 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、連合会に申し出ることができる。

3| 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、当該退職共済年金等の額とする。

4| 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十二条の十三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する金額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された金額を除く。））を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。この場合において、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十三条 削除

(衛視等に対する退職共済年金等の特例)

第十三条 特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十七 条第二項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号 組合員期間が二十年以上である者	第一号 附則第十三条第一 項に規定する特定 衛視等
第七十八 条第一項	退職共済年金（その年金額の算定の基 礎となる組合員期間が二十年以上であ るものに限る。） その権利を取得した当時（退職共済年 金を受ける権利を取得した当時、当該 退職共済年金の額の算定の基礎となる 組合員期間が二十年未満であったとき は、前条第四項の規定により当該退職 共済年金の額が改定された場合におい て当該組合員期間が二十年以上となる に至った当時。第三項において同じ。	退職共済年金 その権利を取得し た当時
第七十九 条第三項	二十年以上であるもの	二十年以上である もの及び附則第十 三条第一項に規定 する特定衛視等に 該当して支給され

項第一号	の二第二	附則第十 二条の四		附則第十 二条の二 の二第七 項	第九十条	(2) 第一号ロ	第八十九 条第一項 第四号	第八十八 条第一項	同項	るもの
		、四百八十月	当時 得した当時	第七十八条第一項	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）	組合員期間が二十年以上である者	次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める	組合員期間が二十五年以上である者	前条第一項	
		当該月数が四百八十月を超えるときは	当時（六十五歳に達した当時	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項	遺族共済年金	附則第十三条第一項に規定する特定 衛視等	(i)に定める	附則第十三条第一項に規定する特定 衛視等	附則第十三条第一項に規定する特定 衛視等	
		四十未満である ときは二百四十 とし、四百八十月	当時							

	附則第十 二条の四 の二第三 項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号 組合員期間が二十年以上である者 第一号 附則第十三条第一 項に規定する特定 衛視等 を超えるときは四 百八十月とする。
附則第十 二条の四 の二第四 項	第七十八条第一項 当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時 当時（当該請求があつた当時	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項 当時
附則第十 二条の四 の二第四 項	第七十八条第一項 当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時、当該退職共済年金の額の 算定の基礎となる組合員期間が二十年 未満であつたときは、前条第四項の規 定により当該退職共済年金の額が改定 された場合において当該組合員期間が 二十年以上となるに至つた当時。第三 項において同じ。）	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項 当時

附則第十 二条の六 第一項	算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員の期間が二十年以上であるもの 第七十八条第一項	算定されているもの
附則第十 二条の六 第二項及び 第三項	当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時 当時（当該請求があつた当時 第七十八条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項
附則第十 二条の六 の二第八 項	当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時、当該退職共済年金の額の 算定の基礎となる組合員期間が二十年 未満であつたときは、前条第四項の規 定により当該退職共済年金の額が改定 された場合において当該組合員期間が 二十年以上となるに至つた当時。第三 項において同じ。） 第七十八条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項

<p>附則第十 二条の六 の三第一 項</p> <p>組合員期間を に達した当時</p>	<p>当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時</p> <p>当時（六十五歳（その者が繰上げ調整 額が加算された退職共済年金の受給権 者であるときは、特例支給開始年齢） に達した当時</p>	<p>附則第十 二条の六 の三第二 項及び第 四項</p> <p>当該月数が四百八十月を超えるときは 、四百八十月</p>	<p>当時</p> <p>当該月数が、二百 四十月未満である ときは二百四十月 とし、四百八十月 を超えるときは四 百八十月とする。</p>	<p>附則第十 二条の七 第一項及 び第二項</p> <p>組合員期間が二十年以上である者</p>	<p>附則第十三条第一 項に規定する特定 監視等</p>	<p>附則第十 二条の七 の三第五 項</p> <p>第七十八条第一項</p>	<p>附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項</p>	<p>当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時</p>	<p>当時</p>
--	--	---	--	---	--------------------------------------	---	--	------------------------------------	-----------

附則第十 二条の七 の五第一 項	当時（その年齢に達した当時 組合員期間	当時（その年齢に達した当時 組合員期間（当該 月数が二百四十月 未満であるときは 、二百四十月）
附則第十 二条の七 の五第四 項及び第 五項	当該月数が四百八十月を超えるときは 、四百八十月	当該月数が、二百 四十月未満である ときは二百四十月 とし、四百八十月 を超えるときは四 百八十月とする。
附則第十 二条の七 の五第六 項	同条第一項 当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時、当該退職共済年金の額 当時（その年齢に達した当時、当該退 職共済年金の額（附則第十二条の七の 五第一項に規定する繰上げ調整額を除 く。）	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項 当時
附則第十 二条の七 の六第一 項	算定されているものであつて、かつ、 その年金額の算定の基礎となる組合員 期間が二十年以上であるもの 第七十八条第一項	算定されているも の 附則第十三条第一 項において読み替

附則第十 二条の七 の六第二 項	<p>当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時</p> <p>当時（当該退職共済年金を受ける権利 を取得した当時</p> <p>加算されたものであつて、かつ、その 年金額の算定の基礎となる組合員期間 が二十年以上であるもの</p>	えられた第七十八 条第一項 当時
<p>附則第十 二条の八 第一項、 第二項及 び第九項</p>	<p>当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時、当該退職共済年金の額</p> <p>当時（当該年齢に達した当時、附則第 十二条の三の規定による退職共済年金 の額（附則第十二条の七の五第一項に 規定する繰上げ調整額を除く。）</p> <p>組合員期間等が二十五年以上であり、 かつ、組合員期間が二十年以上である 者</p>	<p>附則第十三条第一 項に規定する特定 衛視等</p> <p>当時</p> <p>附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項</p>

2 | 前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、

看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である組合員（以下「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であつた期間の年月数と基準日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者
十五年

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者
十六年

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者
十七年

ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者
十八年

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者
十九年

（警察職員であつた衛視等の取扱い）

第十三条の二 地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この条において「警察職員」という。）であつた衛視等に対する前条の規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものとみなす。

（定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例）

第十三条の三 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項及び附則第十三条の五において「定年退職日」という。）まで引き続き組合員であつたものが、国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合（国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職した場合及び国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは地方の組合の組合員若しくは私学共済制度

の加入者又は厚生年金保険の被保険者（以下この項において「被保険者等」という。）となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。

4 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員（以下「特例継続組合員」という。）となつた者は、連合会が、政令で定める基準に従い、その者の長期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。

三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたとときを除く。）。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは地方の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出たとき。

7 第百条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。

8 第一項、第二項及び第六項第五号の申出の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

（健康保険法等との関係）

第十三条の四 特例継続組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ。）は、健康保険法第二百条の規定の適用については、同条第一項に規定する共済組合の組合員でないものとみなす。

2 特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

（定年等による退職をした者に係る遺族共済年金の特例）

第十三条の五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続き組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものときは、第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(遺族共済年金の受給資格の特例)

第十三条の六 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないとき。

(自衛官以外の隊員等に関する特例)

第十三条の七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員（自衛官を除く。）については、附則第十三条の第三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第

七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十八号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十八号）」と、「国家公務員法第八十一条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十八号附則第三条」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条を含む。）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の三（昭和五十六年法律第七十八号附則第四条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の四（昭和五十六年法律第七十八号附則第五条において準用する場合を含む。）」と、附則第十三条の五中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「昭和五十六年法律第七十八号」として、これらの規定を適用する。

2 | 裁判所職員臨時措置法の適用を受ける裁判所職員については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法第八十一条の二第一項」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項」と、「国家公務員法第八十一条の三」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の三」と、「国家公務員法第八十一条の四」とあるのは「裁判所職員臨時措

置法において準用する国家公務員法第八十一条の四」として、同項の規定を適用する。

3 | 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは「国会職員法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十号。以下「昭和五十九年法律第四十号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十九年法律第四十号附則第二項の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十九年法律第四十号」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは「国会職員法第十五条の二第一項又は昭和五十九年法律第四十号附則第二項」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）」とあるのは「国会職員法第十五条の三（昭和五十九年法律第四十号附則第七項において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「国会職員法第十五条の四（昭和五十九年法律第四十号附則第八項において準用する場合を含む。）」と、附則第十三条の五中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「昭和五十九年法律第四十号」として、これらの規定を適用する。

（政令への委任）

第十三条の八 附則第十三条の三から前条までに定めるもののほか、特例継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他特例継続組合員に対するこの法律又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（年金である給付の額の改定の特例）

第十三条の九 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の第二項、第十二号及び第三項の規定（附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）によりその金額が算定されたものに限る。）の受給権を有する者について、第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十

二条の三(第七十二条の四から第七十二条の六までにおいて適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の四(第七十二条の六において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の五(第七十二条の六において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合(物価変動率が一を上回る場合を除く。)

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の六の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるとき

は、当該金額を当該年度額とする。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の支給要件等の特例）

第十三条の九の二 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合には、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。）」とする。

（被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用）

第十三条の九の三 第九十三条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、「第七十七条第一項及び第二項」とあるのは「第七十七条第一項から第三項まで」と、「改定又は」とあるのは「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）及び改定又は」とする。

第十三条の九の四 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合には、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。）」とする。

第十三条の九の五 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定並びに長期給付の額の算定及び改定に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者(国民年金の被保険者でないものに限る。)であつて、組合員期間等が十年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国内に住所を有するとき。
 - 二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。
 - 三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日)から起算して二年を経過しているとき^一。
- 2| 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
- 3| 脱退一時金の額は、その者の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額に支給率を乗じて得た金額とする。

4 前項の支給率は、最終月（最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年の前年十月における、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額に対する掛金の割合（長期給付に係るもの限り、最終月が一月から八月までに属する場合は前々年十月における当該割合とする。）に次の表の上欄に定める組合員期間の区分に応じ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六月以上一二月未満	六
一二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上	三六

5 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

6 脱退一時金について第四十九条及び第五十条の規定を適用する場合には、第四十九条中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第五十条中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び脱退一時金並びに」と読み替えるものとする。

7 脱退一時金は、第四十一条、第四十七条第一項、第百六条、第百十五條第一項及び第百十八條の規定の適用については、長期給付とみなす。

(長期給付に関する経過措置)

第十四条 長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは労働組合、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6 10 (略)

(長期給付に関する経過措置)

第十四条 附則第十二条の二から前条までその他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは労働組合、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6 10 (略)

(日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合に係る組合員期間を有する者に支給する長期給付の特例)

第二十条 当分の間、組合員期間の一部が厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間である者に支給する長期給付に対する第七十七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)以下「平成八年改正前共済組合法」という。)第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ

産業共済組合の組合員であつた期間を除外した期間)の」と、同項第二号、第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十七条の七第二号、第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに附則第十二条の四の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間(平成八年改正前共済法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除外した期間)の」とする。

2 平成二年四月一日前に退職した者に退職共済年金を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは、「日本鉄道共済組合」とする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例)

第二十條の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)(とあるのは「国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))並びに厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十八条第一項に規定する拠出金(以下「年金保険者拠出金」という。))」と、第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とある

(病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例)

第二十条 (略)

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

のは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金並びに」と、第九十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第三号中「及び長期給付(基礎年金拠出金」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

(病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例)

第二十条の二 (略)

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

<p>第九十九条</p>	<p>若しくは独立行政法人国立病院機構</p>	<p>(略)</p>	<p>各省各庁の長」という。</p>	<p>(略)</p>
<p>第四項</p>	<p>若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便</p>	<p>(略)</p>	<p>各省各庁の長」という。)</p>	<p>(略)</p>
<p>第九十九条</p>	<p>若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便</p>	<p>(略)</p>	<p>各省各庁の長」という。)</p>	<p>(略)</p>

<p>第九十九条</p>	<p>若しくは独立行政法人国立病院機構</p>	<p>(略)</p>	<p>各省各庁の長」という。</p>	<p>(略)</p>
<p>第四項</p>	<p>負担する</p>	<p>(略)</p>	<p>各省各庁の長」という。</p>	<p>(略)</p>
<p>第九十九条</p>	<p>若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p>	<p>(略)</p>	<p>各省各庁の長」という。)</p>	<p>(略)</p>

第九十九条 第五項	負担する	便貯金・簡易生命保険管理 機構
(略)	(略)	(略)
第一百十一条 第二項	掛金	掛金又はこの法律の規定に よる負担金若しくは延滞金 (附則第二十条の三第一項 に規定する日本郵政共済組 合に係るものに限る。)
(略)	(略)	(略)
第二百二十二 条	又は特定独立行政法人	、特定独立行政法人又は郵 政会社等(附則第二十条の 七第一項に規定する適用法 人を含む。第二百二十六条の 五第二項及び附則第十四条 の三第五項において同じ。)
(略)	(略)	(略)
第三百三十条	役員	役員又は郵政会社等を代表 する者
(略)	(略)	(略)

第九十九条 第五項	負担金及び国 第二号まで及び第四号	会社等が負担することとな る金額を負担する
(略)	(略)	(略)
第一百十一条 第二項	掛金	掛金又はこの法律の規定に よる負担金若しくは延滞金 (附則第二十条の四第一項 に規定する日本郵政共済組 合に係るものに限る。)
(略)	(略)	(略)
第二百二十二 条	又は特定独立行政法人	、特定独立行政法人又は郵 政会社等(附則第二十条の 八第一項に規定する適用法 人を含む。第二百二十六条の 五第二項及び附則第十四条 の三第五項において同じ。)
(略)	(略)	(略)
第三百三十条	役員	役員又は郵政会社等を代表 する者
(略)	(略)	(略)

	第二十五条	第二十五条又は附則第二十条の三
(略)	(略)	(略)

(日本郵政共済組合の登記)

第二十条の三 (略)

2 (略)

(運営審議会の委員の数の特例等)

第二十条の四 (略)

2 (略)

(事務に要する費用の補助)

第二十条の五 国は、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第九十九条第五項に規定する費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)

第二十条の六 郵政会社等(附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。)とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものを使用される者(当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役員とみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適

	第二十五条	第二十五条又は附則第二十条の四
(略)	(略)	(略)

(日本郵政共済組合の登記)

第二十条の四 (略)

2 (略)

(運営審議会の委員の数の特例等)

第二十条の五 (略)

2 (略)

(事務に要する費用の補助)

第二十条の六 国は、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第四項に規定する費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)

第二十条の七 郵政会社等(附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。)とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものを使用される者(当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役員とみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適

用する。

2 附則第二十条の二第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

3 (略)

(適用法人に対する法律の規定の特例)

第二十条の七 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人(以下「適用法人」という。)の役員(非常勤の者を除く。)は、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役員とみなす。

2 (略)

3 適用法人は、第六章(附則第二十条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第二十条の八 日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金等又は負担金の納付を督促しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金の額に、納付期限の翌日から掛金等若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴

用する。

2 附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

3 (略)

(適用法人に対する法律の規定の特例)

第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人(以下「適用法人」という。)の役員(非常勤の者を除く。)は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役員とみなす。

2 (略)

3 適用法人は、第六章(附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第二十条の九 日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金等又は負担金の納付を督促しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金の額に、納付期限の翌日から掛金等若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収す

収する。ただし、掛金等又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 (略)

6 第四項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛金等又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等又は負担金の額は、その納付のあつた掛金等又は負担金の額を控除した金額による。

7 掛金等又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

8 督促状に指定した期限までに掛金等若しくは負担金を完納したとき、又は前四項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

9 (略)

(滞納処分)

第二十條の九 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金等又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

(先取特権の順位)

る。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 (略)

6 第四項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛金等又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等又は負担金の額は、その納付のあつた掛金等又は負担金の額を控除した金額による。

7 掛金等又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

8 督促状に指定した期限までに掛金等若しくは負担金を完納したとき、又は前四項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

9 (略)

(滞納処分)

第二十條の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金等又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

(先取特権の順位)

第二十条の十 掛金等、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第二十条の十一 掛金等、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(政令への委任)

第二十条の十二 附則第二十条の二から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条の十一 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第二十条の十二 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(政令への委任)

第二十条の十三 附則第二十条の三から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表第一(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日まで	五十六歳	四十六歳
この間に退職した者又は昭和五年七月一日以前		

前に生まれた者		
昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

附則別表第三（附則第十二条の九関係）

平成三年六月三十日以前に退職した者	五十五歳	
平成三年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者	五十六歳	
平成四年七月一日から平成五年六月三十日までの間に退職した者	五十七歳	
平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの間に退職した者	五十八歳	

別表第二（第七十二条の二関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前

一・二二二二

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二三三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五二

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二

平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者組
 合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて
 、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五

平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇

五] 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇

平成十六年四月から平成十七年三月まで

〇・九八〇

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者
組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ
て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた
者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応

として、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七三
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八

別表第二（第百二十四条の三関係）

名称	根拠法
独立行政法人教員研修センター タ―	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）

別表第三（第百二十四条の三関係）

名称	根拠法
独立行政法人教員研修センター タ―	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百零号）
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百零三号）
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十四号）

独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百零号）
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百零三号）
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十四号）

合研究所	(平成十一年法律第七十六号)
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第七十七号)
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第七十八号)
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号)
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号)
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第八十五号)
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法(平成

合研究所	(平成十一年法律第七十六号)
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第七十七号)
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第七十八号)
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号)
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号)
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第八十五号)
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法(平成

所	獨立行政法人水産総合研究センター	十一年法律第九十八号)
獨立行政法人工業所有権情報・研修館	獨立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十号)	
獨立行政法人土木研究所	獨立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五十号)	
獨立行政法人建築研究所	獨立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六十号)	
獨立行政法人交通安全環境研究所	獨立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七十号)	
獨立行政法人海上技術安全研究所	獨立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八十号)	
獨立行政法人港灣空港技術研究所	獨立行政法人港灣空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九十号)	
獨立行政法人電子航法研究所	獨立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)	
獨立行政法人航海訓練所	獨立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号)	
獨立行政法人海技教育機構	獨立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)	
獨立行政法人航空大学校	獨立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百五十五号)	
獨立行政法人国立環境研究所	獨立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)	
自動車検査獨立行政法人	自動車検査獨立行政法人法(平成十一	

所	獨立行政法人水産総合研究センター	十一年法律第九十八号)
獨立行政法人工業所有権情報・研修館	獨立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十号)	
獨立行政法人土木研究所	獨立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五十号)	
獨立行政法人建築研究所	獨立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六十号)	
獨立行政法人交通安全環境研究所	獨立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七十号)	
獨立行政法人海上技術安全研究所	獨立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八十号)	
獨立行政法人港灣空港技術研究所	獨立行政法人港灣空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九十号)	
獨立行政法人電子航法研究所	獨立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)	
獨立行政法人航海訓練所	獨立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号)	
獨立行政法人海技教育機構	獨立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)	
獨立行政法人航空大学校	獨立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百五十五号)	
獨立行政法人国立環境研究所	獨立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)	
自動車検査獨立行政法人	自動車検査獨立行政法人法(平成十一	

独立行政法人国立がん研究センター	独立行政法人国立循環器病研究センター	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	独立行政法人国立国際医療研究センター	独立行政法人国立成育医療研究センター	独立行政法人国立長寿医療研究センター	年法律第二百十八号) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)
独立行政法人国立がん研究センター	独立行政法人国立循環器病研究センター	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	独立行政法人国立国際医療研究センター	独立行政法人国立成育医療研究センター	独立行政法人国立長寿医療研究センター	年法律第二百十八号) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
 び同年十二月一日（施行）
 （第三条関係）

抄（平成二十七年十月一日（一部平成二十六年七月一日及

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四章 給付</p> <p>第一節 通則（第四十二条―第五十二条）</p> <p>第二節 短期給付</p> <p>第一款 通則（第五十三条―第五十五条の九）</p> <p>第二款 第四款（略）</p> <p>第三節 長期給付（第七十四条―第一百七条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四章 給付</p> <p>第一節 通則（第四十二条―第五十二条）</p> <p>第二節 短期給付</p> <p>第一款 通則（第五十三条―第五十五条の二）</p> <p>第二款 第四款（略）</p> <p>第三節 長期給付</p> <p>第一款 通則（第七十四条―第七十七条）</p> <p>第二款 退職共済年金（第七十八条―第八十三条）</p> <p>第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十四条―第九十八条）</p> <p>第四款 遺族共済年金（第九十九条―第九十九条の九）</p> <p>第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例（第一百条―第一百四条）</p> <p>第六款 離婚等をした場合における特例（第一百五条―第一百七条の六）</p> <p>第七款 被扶養配偶者である期間についての特例（第一百七条の七）</p>

第四節 (略)

第五章 福祉事業(第百二十二条・第百二十二条の二)

第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用(第百二十二条の三―第百二十二条の九)

第六章～第十章 (略)

附則

(定義)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 報酬 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

―第百七条の十一―

第四節 給付の制限(第百八条―第百十一条)

第五章 福祉事業(第百二十二条・第百二十二条の二)

第六章～第十章 (略)

附則

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。

(定義)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定め

2 (略)

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

(組合の業務)

第三条の二 組合は、次に掲げる業務を行う。

- 一 短期給付の決定及び支払
 - 二 長期給付の裁定及び支払
 - 三 長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。）に充てるべき積立金の積立て
 - 四 業務上の余裕金及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金の管理及び運用
 - 五 掛金及び厚生年金保険法第八十一条第一項の規定による保険料の徴収
 - 六 前各号に定めるもののほか、厚生年金保険法その他の法律により組合が行うものとされた業務
- 2 組合は、前項に定めるもののほか、福祉事業を行うことができる

2 (略)

るものをいう。

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十四条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

(定款)

第五条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
い。

一〇六 (略)

七 短期給付及び長期給付に関する事項

八 掛金に関する事項

九・十 (略)

2 前項各号に掲げるもののほか、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合（以下「地方職員共済組合等」という。）並びに都職員共済組合の定款にあつては、地方公務員共済組合審査会に関する事項を定めなければならない。

3・4 (略)

5 総務大臣は、警察共済組合に係る前項の協議を受けたときは、財務大臣の意見を聴かなければならない。

6〇9 (略)

(運営審議会及び組合会の設置)

第六条 地方職員共済組合等に運営審議会を、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。

(組合会)

第九条 (略)

(定款)

第五条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
。

一〇六 (略)

七 給付に関する事項

八 掛金に関する事項（第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項を除く。）

九・十 (略)

2 前項各号に掲げるもののほか、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合（以下「地方職員共済組合等」という。）並びに都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）の定款にあつては、地方公務員共済組合審査会に関する事項を定めなければならない。

3・4 (略)

5 総務大臣は、地方職員共済組合等に係る前項の協議を受けたときは、財務大臣の意見をきかなければならない。

6〇9 (略)

(運営審議会及び組合会の設置)

第六条 地方職員共済組合等に運営審議会を、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。

(組合会)

第九条 (略)

2 都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）の組合会の議員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。

3 3 10 （略）

（秘密保持義務）

第十九条の二 組合の役員若しくは組合の事務に従事する者又はこれらの者であつた者は、組合の事業に関して職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（借入金の制限）

第二十三条 組合は、地方公務員共済組合連合会（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）から借り入れる場合を除き、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 （略）

（長期給付に充てるべき積立金の積立て）

第二十四条 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）は、政令で定めるところにより、長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

2 都職員共済組合等の組合会の議員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。

3 3 10 （略）

（秘密保持義務）

第十九条の二 組合の役員若しくは組合の事務に従事する者又はこれらの者であつた者は、組合の事業（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（借入金の制限）

第二十三条 組合は、地方公務員共済組合連合会（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）から借り入れる場合を除き、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 （略）

（長期給付に充てるべき積立金の積立て）

第二十四条 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）は、政令で定めるところにより、長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。）に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

(市町村連合会)

第二十七条 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）を置く。

2 市町村連合会の業務は、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち、第三条の二第一項第二号から第四号までに掲げる業務その他総務省令で定める業務とする。

3 市町村連合会は、前項に規定する業務のほか次に掲げる事業を行う。

- 一・二 (略)
 - 三 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。
 - 四・五 (略)
- 4 5 7 (略)

(市町村連合会)

第二十七条 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）を置く。

2 市町村連合会の業務は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 長期給付の決定及び支払
- 二 長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。次号において同じ。）に充てるべき積立金の積立て
- 三 長期給付に係る業務上の余剰金の管理
- 四 その他総務省令で定める業務

3 市町村連合会は、前項に規定する業務のほか次に掲げる事業を行う。

- 一・二 (略)
 - 三 災害給付積立金を管理すること。
 - 四・五 (略)
- 4 5 7 (略)

(定款)

第二十八条 市町村連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 六 (略)

七 長期給付に関する事項

八 十一 (略)

2 (略)

(総会)

第三十条 (略)

2 (略)

3 総会の議員のうち四十七人は各構成組合の理事長が互選し、総会の議員のうち十四人は各構成組合の理事(指定都市職員共済組合の第十三条第六項第一号に掲げる組合会の議員が選挙した理事、市町村職員共済組合の同項第二号に掲げる組合会の議員が選挙した理事及び都市職員共済組合の同項第三号に掲げる組合会の議員が選挙した理事を除く。次項において同じ。)が互選する。

4 (略)

(準用規定)

第三十八条 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条前段並びに第二十六條の規定は市町村連合会について、第九条第八項から第十項までの規定は総会について、第十九條の規定は市町村連合会の役員及び市町村連合会に使用され、その事務に従事する者について、第

(定款)

第二十八条 市町村連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 六 (略)

七 長期給付の決定及び支払に関する事項

八 十一 (略)

2 (略)

(総会)

第三十条 (略)

2 (略)

3 総会の議員のうち四十七人は各構成組合の理事長が互選し、総会の議員のうち十四人は各構成組合の理事(市町村職員共済組合の第十三条第六項第二号に掲げる組合会の議員が選挙した理事及び都市職員共済組合の同項第三号に掲げる組合会の議員が選挙した理事を除く。次項において同じ。)が互選する。

4 (略)

(準用規定)

第三十八条 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条前段並びに第二十六條の規定は市町村連合会について、第九条第八項から第十項までの規定は総会について、第十九條の規定は市町村連合会の役員及び市町村連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場

十九条の二の規定は市町村連合会の役員若しくは市町村連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第二十八条第二項の認可を受けたとき」と、第九条第九項中「第十二条第一項後段」とあるのは「第三十四条第一項後段」と読み替えるものとする。

2 (略)

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二 (略)

2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

一 (略)

二 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第三号に定める者を除く。)との情報交換及び連絡調整を行うこと。

三 第五章の二に定めるところにより実施機関積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

四 長期給付積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

五 厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金(以下「厚生年金拠出金」という。)を納付し、又は同法第八十四条の三に規定する交付金(以下「厚生年金交付金」という。)を受け入れること。

六 基礎年金拠出金を納付すること。

七 第一百六条の二に規定する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二条の

合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第二十八条第二項の認可を受けたとき」と、第九条第九項中「第十二条第一項後段」とあるのは「第三十四条第一項後段」と読み替えるものとする。

2 (略)

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二 (略)

2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

一 (略)

二 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を定めること。

三 長期給付積立金を管理すること。

四 第一百六条の二に規定する財政調整拠出金を拠出し又は国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二条の二に規

二に規定する財政調整拠出金を受け入れること。

八 (略)

3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三百三十四条第十項（同法第三百三十七条第九項及び第三百三十八条第四項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第一百十條において準用する場合を含む。）及び第三百三十六條第六項（介護保険法第三百三十八条第二項、第四百四十三項及び第四百四十一條第二項、国民健康保険法第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第一百十條において準用する場合を含む。）の規定による通知の經由に係る事業並びに介護保険法第三百三十七條第二項（同法第四百四十三條第三項、国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第一百十條において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る納入金の納入の經由に係る事業その他総務省令で定める事業を行うものとする。

4・5 (略)

(定款)

第三十八条の三 地方公務員共済組合連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一～六 (略)

七 厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整に関する事項

八 第五章の二に定めるところにより行う実施機関積立金の運用状況の管理に関する事項

定する財政調整拠出金を受け入れること。

五 (略)

3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三百三十四条第八項（同法第三百三十七条第九項及び第三百三十八条第四項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第一百十條において準用する場合を含む。）及び第三百三十六條第六項（介護保険法第三百三十八条第二項、第四百四十三項及び第四百四十一條第二項、国民健康保険法第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第一百十條において準用する場合を含む。）の規定による通知の經由に係る事業並びに介護保険法第三百三十七條第二項（同法第四百四十三條第三項、国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第一百十條において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る納入金の納入の經由に係る事業その他総務省令で定める事業を行うものとする。

4・5 (略)

(定款)

第三十八条の三 地方公務員共済組合連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一～六 (略)

七 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合に関する事項

八 長期給付積立金に関する事項

九 長期給付積立金に関する事項

十 厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する事項

十一 基礎年金拠出金に関する事項

十二～十四 (略)

2 (略)

3 総務大臣は、第一項第十二号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 (略)

(長期給付積立金)

第三十八条の八 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）の長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）並びに厚生年金拠出金の納付及び第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。

2 組合は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

3・4 (略)

(準用規定)

第三十八条の九 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及

九～十一 (略)

2 (略)

3 総務大臣は、第一項第七号及び第九号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 (略)

(長期給付積立金)

第三十八条の八 長期給付（基礎年金拠出金の負担及び第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。）の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。

2 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

3・4 (略)

(準用規定)

第三十八条の九 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び

び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十五条前段、第二十六条、第二十九条、第三十五条並びに第三十七条の規定は地方公務員共済組合連合会について、第十九条の規定は地方公務員共済組合連合会の役員及び地方公務員共済組合連合会に使用され、その事務に従事する者について、第十九条の二の規定は地方公務員共済組合連合会の役員若しくは地方公務員共済組合連合会の事務に従事する者又はこれらのものであつた者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第三十八条の三第二項の認可を受けたとき」と、第三十七条中「構成組合」とあるのは「組合及び市町村連合会」と読み替えるものとする。

2 (略)

(組合員期間の計算)

第四十条 (略)

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者(組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。)若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

3・4 (略)

第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十五条前段、第二十六条、第二十九条、第三十五条並びに第三十七条の規定は地方公務員共済組合連合会について、第十九条の規定は地方公務員共済組合連合会の役員及び地方公務員共済組合連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第三十八条の三第二項の認可を受けたとき」と、第三十七条中「構成組合」とあるのは「組合及び市町村連合会」と読み替えるものとする。

2 (略)

(組合員期間の計算)

第四十条 (略)

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。)の組合員、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

3・4 (略)

第四章 給付

第一節 通則

(給付の決定及び裁定)

第四十三条 短期給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

- 2 組合は、短期給付の原因である事故が公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。
- 3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）が裁定する。

第四十四条から第四十七条まで 削除

第四章 給付

第一節 通則

(給付の決定及び支払)

第四十三条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、組合（長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、第七十七条、第九十九条、第四百零二条の二十五、第四百零四条の二十五の二及び第四百零四条の三十において同じ。）が決定する。

- 2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

(給付額の算定の基準となる給料等)

第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の

日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

（再評価率の改定等）

第四十四条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年

- 度における標準報酬額等平均額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における標準報酬額等平均額の比率
- ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
- 三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率
- イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
- ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
- 2 次各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
- 一 当該年度の前年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）
- 二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率
- 3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評

価率を除く。)の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十四条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率(以下「基準年度以後再評価率」という。)の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率(前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。)の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となる場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で

定める。

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十四条の四 調整期間(厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。以下同じ。)における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率(次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。)が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金被保険者等総数(厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下この号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率

を乗じて得た率)

3| 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十四条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4| 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一| 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率と同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回る場合、第四十四条の二第一項、第二項及び第四項

二| 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合、第四十四条の二第一項、第二項及び第四項

三| 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、第四十四条の二第二項から第四項まで

5| 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十四条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年

の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第四項並びに第四十四条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 第四十四条の二第四項並びに第四十四条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第四十四条の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

（遺族の順位）

第四十五条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

一 配偶者及び子

二 父母

三 孫

四 祖父母

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十六条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付金からの控除)

第四十八条 組合員が第百十五条第三項の規定により第百十四条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、当該組合がその者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が第百十五条第三項の規定により当該組合に対して払い込まなかつた金額があるときは、当該組合は、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、組合がその者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が当該組合に対して支払うべき金額があるときは、当該組合は、当該給付金からこれを控除する。

3 前二項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合が」とあるのは「組合又は市町村連合会が」と、「当該組合は」とあるのは「当該組合又は当該市町村連合会は」と、前項中「組合が」とあるのは「組合（市町村連合会を含む。以下この項において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第四十九条から第五十二条まで 削除

(給付金からの控除)

第四十八条 組合員が第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第六十条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第五十条 組合は、給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行った給付の価額の限度で、受給権者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

（給付を受ける権利の保護）

第二節 短期給付

第一款 通則

(附加給付)

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(標準報酬)

第五十四条の二 標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の月額、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の

第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職共済年金及び休業手当金については、この限りでない。

第二節 短期給付

第一款 通則

(附加給付)

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。() とする。

第七級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円			
一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円未満			

第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一一級	第一〇級	第九級	第八級
二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上

第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級
四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円
四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上

第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	
七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	
七三〇、〇〇〇円未満 六九五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満 六六五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満

第四二級	第四一級	第四〇級	第三九級	第三八級	第三七級	第三六級	第三五級	第三四級
一、一五〇、〇〇〇円	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	九八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円
一、一七五、〇〇〇円未満 一、一一五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満 一、〇一五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満 一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満 九五五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満 九〇五、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満 八〇五、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満 八〇五、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満 七七〇、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満 七七〇、〇〇〇円以上

第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上
------	------------	--------------

2| 前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

3| 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三ヶ月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

4| 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

5| 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

6| 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬について

は、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

7| 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

8| 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

9| 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

10| 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業

等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十二項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

14 組合員の報酬月額が第三項、第六項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（標準期末手当等の額の決定）

第五十四条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2 前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

(短期給付の給付額の算定の基準となる標準報酬)

第五十四条の四 短期給付(第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき第五十四条の二第一項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。)又は同項に規定する標準報酬の日額(以下「標準報酬の日額」という。)は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

(被扶養者に係る届出及び短期給付)

第五十五条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一・二 (略)

2 被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。ただし、同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行なうものとする。

(支払未済の短期給付の受給者の特例)

第五十五条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合に

(被扶養者に係る届出及び給付)

第五十五条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一・二 (略)

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。ただし、同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行なうものとする。

において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたもののみならず。

(不正受給者からの費用の徴収等)

第五十五条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額(その短期給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金(第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医(第六十条第一項に規定する保険医をいう。)又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により

徴収すべき金額を納付させることができる。

- 3| 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

- 第五十五条の四 組合は、給付事由（第七十二条第一項又は第七十三条の規定による短期給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2| 前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

(短期給付を受ける権利の保護)

- 第五十五条の五 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十五条の六 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

(短期給付の制限)

第五十五条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2 第五十五条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第四百四十四条の二十三第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条の八 組合がこの法律に基づき短期給付の支給に関し必要があるとして認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

(通勤による災害に係る補償との調整)

第五十五条の九 次条第一項又は第五十七条の三から第五十七条の五まで、第五十八条第一項若しくは第二項、第五十八条の二、第五十八条の三第一項、第五十九条第一項、第五十九条の三第一項、第五十九条の四第一項、第六十五条若しくは第六十八条第一項に規定する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、埋葬料、家族埋葬料若しくは傷病手当金の支給は、同一の病气、負傷又は死亡に関し、地方公務員災害補償法の規定による補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の通勤をいう。)による災害に係るもの又はこれに相当する給付が行われることとなつたときは、行わない。

第二款 保健給付

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 (略)

一 (略)

二 組合員(国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公

(通勤による災害に係る補償との調整)

第五十五条の二 次条第一項又は第五十七条の三から第五十七条の五まで、第五十八条第一項若しくは第二項、第五十八条の二、第五十八条の三第一項、第五十九条第一項、第五十九条の三第一項、第五十九条の四第一項、第六十五条若しくは第六十八条第一項に規定する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、埋葬料、家族埋葬料若しくは傷病手当金の支給は、同一の病气、負傷又は死亡に関し、地方公務員災害補償法の規定による補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の通勤をいう。)による災害に係るもの又はこれに相当する給付が行われることとなつたときは、行わない。

第二款 保健給付

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 (略)

一 (略)

二 組合員(国の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。)

務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三（略）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一・二（略）

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3（略）

（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退

に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三（略）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一・二（略）

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3（略）

（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した

職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する施設施設サービス等に係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第二十五項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けているとき（その者

際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する施設施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第二十五項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相

が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2～4 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 組合員(第四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。)が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2・3 (略)

4 傷病手当金は、同一の傷病について障害厚生年金(厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。)の支給

当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。)を受けているとき(その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2～4 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 組合員(第四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。)が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2・3 (略)

4 傷病手当金は、同一の傷病について障害共済年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることがで

を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができる）は、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害厚生年金の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

5 傷病手当金は、同一の傷病について障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。）の支給を受けることとなつたときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額については、この限りでない。

6 第三項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として

ける障害共済年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができる）は、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害共済年金の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

5 傷病手当金は、同一の傷病について障害一時金の支給を受けることとなつたときは、当該障害一時金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害一時金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害一時金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害一時金の額を控除した額については、この限りでない。

6 第三項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、この法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の

総務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第四項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8 (略)

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 (略)

(休業手当金)

第七十条 組合員が次に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号については、

退職老齢年金給付の額を合算した額)を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8 (略)

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 (略)

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号につい

当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき標準報酬の日額の百分の五十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一〇五（略）

（育児休業手当金）

第七十条の二 組合員が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業等（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成

ては、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一〇五（略）

（育児休業手当金）

第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号

三年法律第百一十一号) 第二条第一項の規定による育児休業を含む。
() をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間 (当該期間において当該育児休業等をした期間 (その子の出生した日以後労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間を含む。) が一年 (当該総務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。) を超えるときは、一年) 」とする。

3 第一項 (前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定により支給すべきこととされる標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額が、給付上限相当額 (雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号) 第十七条第四項第二号ハに定める額 (当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額) に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。) を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「標準報酬の日額の百分の四十」とあるのは、「第三項に規定する給付上限相当額」とする。

4 (略)

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員が介護休業 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める

() 第二条第一項の規定による育児休業を含む。) をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間 (当該期間において当該育児休業をした期間 (その子の出生した日以後労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間を含む。) が一年 (当該総務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。) を超えるときは、一年) 」とする。

3 第一項 (前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定により支給すべきこととされる給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上限相当額 (雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号) 第十七条第四項第二号ハに定める額 (当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額) に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。) を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは、「第三項に規定する給付上限相当額」とする。

4 (略)

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員が介護休業 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介

者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項の規定により介護休業手当金を支給する場合について準用する。

4 (略)

(報酬との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受けける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については標準報酬の月額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

一 配偶者及び子

護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2 (略)

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により介護休業手当金を支給する場合について準用する。

4 (略)

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受けける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

二 父母

三 孫

四 祖父母

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条第一項に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を標準報酬の月額に乗じて得た金額を支給する。

第三節 長期給付

第七十四条 この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

一 老齢厚生年金

二 障害厚生年金及び障害手当金

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を給料に乗じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

第三節 長期給付

第一款 通則

(長期給付の種類)

第七十四条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一 退職共済年金

二 障害共済年金

三 障害一時金

三 遺族厚生年金

第七十五条から第七十七条まで 削除

四 遺族共済年金

(年金の支給期間及び支給期月)

第七十五条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月に、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(併給の調整)

第七十六条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金(その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。)、国家公務員共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))を除く。)、私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金

である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。））、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付及び同法による遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。））を受けることができるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。））を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。））、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付（国家公務員共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。））を除くものとし、第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給

付を除く。)又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付(これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))並びに当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。)を受けるとき。

2 前項の規定により、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合(当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。)に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額(当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額)に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第九十九条の二第一項第一号イ(2)若しくは同号ロ(2)に掲げる金額(同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額(当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額)を含む。))に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付につ

いては、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係る同項に規定する他のこの法律による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（受給権者の申出による支給停止）

第七十六条の二 この法律による年金である給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その全額を支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその金額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の金額の支給を停止する。

2 前項ただし書その金額の一部につき支給を停止されている年金で

ある給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、同項本文の年金である給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金である給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていらないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(年金の支払の調整)

第七十六条の三 この法律による年金である給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者がこの法律による他の年金である給付（以下この項において「甲年金」という。）を受け権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第七十六条の四 この法律による年金である給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金である給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

(死亡の推定)

第七十六条の五 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

(年金受給者の書類の提出等)

第七十七条 組合は、年金である給付の支給に関し必要な範囲において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職共済年金

(退職共済年金の受給権者)

第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が十年以上である者が、退職した後組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が十年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が十年以上であること。

(退職共済年金の額)

第七十九条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる金額とする。

一 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額の千分の一

○九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 前項の退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

3 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第八十条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した

当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2| 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3| 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

- 4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金額を改定する。
 - 一 死亡したとき。
 - 二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態ではなくなつたとき。
 - 三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。
 - 四 配偶者が、六十五歳に達したとき。
 - 五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子になつたとき。
 - 六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。
 - 七 子が、婚姻をしたとき。
 - 八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
 - 九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
 - 十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。
- 5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(支給の繰下げ)

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)前に当該退職共済年金を請求していなかったものは、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができ。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、他の年金である給付(障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、厚生年金保険法による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。))又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という。)前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 五

年を経過した日

3| 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4| 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十二条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

5| 五年を経過した日後に第一項の申出をしたときは、第二項の規定が適用される場合を除き、五年を経過した日に第一項の申出があつたものとみなす。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第八十一条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2| 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一| その者の基準給与月額相当額（各年の一月から八月までの各月に

あつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該退職共済年金の額（第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 二 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合、その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、停止解除

調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の基準給与月額相当額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

3 | 前項各号の停止解除調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が二十八万円（この項の規定による停止解除調整開始額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の停止解除調整開始額を当該乗じて得た金額に改定する。

4 | 第二項第二号の停止解除調整変更額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十四条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による停止解除調整変更額の改定の措置が講じられたときは、直近

の当該措置により改定した金額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の停止解除調整変更額を当該乗じて得た金額に改定する。

5 第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による停止解除調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

6 前二項の規定により退職共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。)若しくは障害共済年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の支給を受けることができるとき、又は国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齡若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

8 第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算さ

れた老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第八十条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止)

第八十二条 退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者、私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの若しくは私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等又は国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員(第四項並びに第九十三条第一項及び第二項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)である場合において、その者の前条第二項第一号に規定する基準給与月額相当額に相当する額として政令で定める額(以下この条並びに第九十三条第一項及び第二項において「基準収入月額相当額」という。)と退職共済年金の額(第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を超えるときは、当該退職共済年金の額のうち、基準収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該退職共済年金の額を超える場合には、その

支給を停止する金額は、当該退職共済年金の額に相当する金額を限度とする。

2 前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十四条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。

3 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

4 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、厚生労働大臣、国の組合、地方公共団体の議会の議長又は日本私立学校振興・共済事業団（第九十三条第二項において「年金保険者等」という。）に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職共済年金の失権）

第八十三条 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したと

きは、消滅する。

第三款 障害共済年金及び障害一時金

(障害共済年金の受給権者)

第八十四条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であったものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたとき、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第八十五条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、障害認定日において前条第二項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

第八十六条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

2 前項の障害共済年金の支給は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

（障害共済年金の額）

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の

百分の百二十五に相当する額)

2| 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤(地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。)による傷病(以下「公務等傷病」という。)によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等による障害共済年金」という。)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一| 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三月未満であるときは、三月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

二| 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三)に相当する額(組合員期間の月数が三月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)を加えた額)

3| 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる金額が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額をこれら

の規定に掲げる金額とする。

4| 公務等による障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一| 障害等級一級 四百十五万二千六百円

二| 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

三| 障害等級三級 二百三十二万六百元

5| 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第九十条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれの障害に係る障害認定日（前条第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

第八十八条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2| 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、障害共済年金の額を改定する。

5 第八十条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。

（障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定）

第八十九条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この項、次条、第九十一条及び第九十二条第五項ただし書において同じ。）の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病（当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第九十二条第五項ただし書において同じ。）の当該初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第九十一条

第二項及び第九十二条第五項ただし書において「その他障害」という。の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に应じて、当該障害共済年金の額を改定する。

3 第一項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第九十条 障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、その額が、その者の公務等傷病による障害の

程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について第八十七条第二項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ第八十七条第一項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害についてこれらの規定により算定されるべき障害共済年金の額を控除した額

3 前項の場合においては、第八十八条第一項中「前条」とあるのは「第九十条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。

4 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

5 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

6 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第四項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けられることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の特例その他当該障害共済年金に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。次項において同じ。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受け権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合されたこれらの規定に規定するその他障害が第八十九条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

(組合員である間の障害共済年金の支給の停止等)

第九十二条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額相当額(各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。)と当該障害共済年金の額(第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額(同条第四項又は第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した金額のうち政令で定める金額)及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が第八十一条第三項に規定する停止解除調整開

始額（以下この項において「停止解除調整開始額」という。）以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二 | その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ | 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が第八十一条第四項に規定する停止解除調整変更額（以下この項において「停止解除調整変更額」という。）以下である場合 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ | 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額を加えた金額

ハ | 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の基準給与月額相当額の二分の一に相当する金額

ニ | 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

3 前項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第八十一条第七項の規定は、第八十八条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第八十一条第七項中「第八十条第一項」とあるのは、「第八十八条第一項」と読み替えるものとする。

5 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害共済年金の受給権者が病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病の当該初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

（厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止）
第九十三条 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等である場合において、その者の基準収入月額相当額と障害共済年金の額（第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額（同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額）及び第八十八条第一項に規定す

る加給年金額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が第八十二条第二項に規定する支給停止調整額(以下この項において「支給停止調整額」という。)を超えるときは、当該障害共済年金の額のうち、基準収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該障害共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該障害共済年金の額に相当する金額を限度とする。

- 2 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定による障害共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による障害共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害共済年金の失権)

第九十四条 障害共済年金を受ける権利は、第九十条第五項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当す

る程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整)

第九十五条 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりその額が算定される障害共済年金を含む。)については、地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなったときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となった平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五(その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の二十一・九二三)に相当する金額(第九十条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額)の支給を停止する。

(障害一時金の受給権者)

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日(療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の

確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 | 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第九十七条 前条の場合において、退職の日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

一 この法律による年金である給付の受給権者（最後に障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）

二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者（最後に障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の

受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）

三 当該傷病について地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者

（障害一時金の額）

第九十八条 障害一時金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を同号に掲げる金額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額

二 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額

第四款 遺族共済年金

（遺族共済年金の受給権者）

第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員（失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不

明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。

二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者(組合員期間等が二十五年以上である者に限る。)又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

(遺族共済年金の額)

第九十九条の二 遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。

)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

- (1) 平均給与月額 \times 千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- (2) 平均給与月額 \times 千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額
- (1) 平均給与月額 \times 千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額
- (i) 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額 \times 千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- (ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額 \times 千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- 二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十九条の四の二において「退職共済年金等」という。）のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額
- イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
- (1) 当該遺族が退職共済年金又は国家公務員共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有して

いる場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に相当する額に当該政令で定める額を加算した額

ロ 当該遺族の退職共済年金等の額の合計額(第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。)に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 |

遺族共済年金(前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。)が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。 前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額(以下この項において「合算遺族給付額」という。)

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき。次のイに掲げる金額に次のロに掲げる比率を乗じて得た額に、政令で定める額を加算した額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とする。

4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定により算定した金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族（配偶者を除く。）

に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項第一号及び前二項の規定にかかわらず、当該遺族ごとにこれらの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第九十九条の二の二 前条第一項第一号の規定によりその額が算定される遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 前条第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が第七十九条第三項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより改定されたときは、第七十五条第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共済年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号に定める金額又は同条第二項第一号イの規定により算定される金額が、それぞれ当該改定後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及びロに掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第一号ロに掲げる金額以上であるときは、この限りでない。

3 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における前二項の規定の適用については、第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「遺族共済年金（）」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含み、）」と、「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「が同項第一号に定める金額」とあるのは「（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」が同条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号の規定により算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「金額に」とあるのは「金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）に」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金は」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含む。）は」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」とする。

第九十九条の三 遺族共済年金（第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの

間、第九十九条の二の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

（遺族共済年金の支給の停止）

第九十九条の四 夫、父母又は祖父母（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、配偶者が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族共済年金が第七十六条の二第一項若しくは第二項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 配偶者に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

第九十九条の四の二 遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が退職共済年金等のいずれかの受給権を有するときは、当該退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た額に相当する金額を限度とする。

2 第九十九条の二第二項の規定によりその額が算定されている遺族共済年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額」とあるのは「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額に第九十九条の二第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額に政令で定める額を加算した額」と、「控除して得た額に」とあるのは「控除して得た額に当該比率を乗じて得た額に」とする。

3 前二項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の支給の停止について必要な事項は、政令で定める。

第九十九条の五 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者が不在ときは次

順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第九十九条の六 第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

2 第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第九十九条の三の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

(遺族共済年金の失権)

第九十九条の七 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。
- 三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。
- 四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了した

とき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 遺族共済年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき。 当該遺族共済年金の受給権を取得した日

ロ 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき。 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

（遺族共済年金と遺族補償年金との調整）

第九十九条の八 公務等による遺族共済年金については、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給与月額千分の二・四六六に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

(情報の提供)

第九十九条の九 厚生労働大臣、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例

(地方公共団体の長)

第一百条 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長（地方自治法第二百八十三条第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。）を含む。）である組合員（以下「地方公共団体の長」という。）に対し長期給付に関する規定を適用する場合の特例については、別段の定めがあるものを除き、次条から第百四条までに定めるところによる。

(退職の取扱いに関する特例)

第一百一条 地方公共団体の長が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方公共団体の長であつた期間は、引き続きしたものとみなし、当該退職に係る長期給付は、支給しない。

- 一 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。
- 二 退職の申立を行つたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

(退職共済年金の額の特例)

第百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額（地方公共団体の長であつた期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とする。

2 前項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額及び第百二条第一項の規定により加算される金額に相当する金額」と、第八十条第一項中「前条の」とあるのは「前条及び第百二条の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第八十条の二第四項中「第七十九条第一項及び前条」とあるのは「第七十九条第一項、前条及び第百二条第一項」と、「第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び」とあるのは「第七十九条第一項及び第百二条第一項の規定により算定した金額並びに」と、第八十一条第二項及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第百二条第一項の規定により加算される金額並びに」として、これらの規定を適用する。

(障害共済年金の額の特例)

第百三条 第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金の

うち、その給付事由となつた障害に係る傷病の初診日において地方公共団体の長であり、かつ、当該傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済年金又は第八十六条の規定による障害共済年金のうち、同条第一項に規定する基準傷病の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日のいずれかの日において地方公共団体の長であり、かつ、当該基準傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済年金の額は、第八十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額額の百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とする。

2

障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に前項の規定によりその額が算定される障害共済年金（以下この項及び次条第一項において「長の障害共済年金」という。）を支給すべき事由が生じた場合又は長の障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における第九十条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条第一項から第四項までの規定又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして第八十七条第一項から第三項までの規定又は第九十条第二項本文（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額額の百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とする。ただし、同条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものである場合には、その額が、その者の公務等傷病に

よる障害の程度が第八十七条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

3 前項の規定は、同項の規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

4 前三項の規定によりその額が算定される障害共済年金については、第七十六条第二項中「同条第四項又は」とあるのは「同条第四項若しくは」と、「場合を含む。」とあるのは「場合を含む。」又は第百三条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）と、第八十八条第一項中「前条」とあるのは「前条及び第百三条」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第九十二条第二項及び第九十三条第一項中「同条第四項又は」とあるのは「同条第四項若しくは」と、「場合を含む。」とあるのは「場合を含む。」又は第百三条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）として、これらの規定を適用する。

（遺族共済年金の特例）

第百四条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が第十九条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害共済年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給する遺族共済年金の額は、第九十九条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、公務等によらない遺族共済年金（遺族共済年金のうち、公務等による遺族共済年金以外の遺族共済年金をいう。）にあつては同条第一項及び第二項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額百分の四十三・八四六に相当する金額の四分の

三に相当する金額を加算した額とし、公務等による遺族共済年金にあつては同条第三項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とする。

2 前項の規定によりその額が算定される遺族共済年金については、第七十六条第二項中「同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額及び第四百四条第一項の規定により加算される金額」と、「同条第四項」とあるのは「第九十九条の二第四項」と、「第九十九条の三中「第九十九条の二」とあるのは「第九十九条の二及び第四百四条」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第九十九条の八中「相当する金額」とあるのは「相当する金額及び第四百四条第一項の規定により加算される金額の四分の一に相当する金額」として、これらの規定を適用する。

第六款 離婚等をした場合における特例

(離婚特例適用請求)

第一百五条 第一号特例適用者（組合員又は組合員であつた者であつて、第七十七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者を含む。以下同じ。）又は第二号特例適用者（第一号特例適用者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用

される者をいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。））、婚姻の取消しその他総務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合（市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。）に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の総務省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額（第一号特例適用者及び第二号特例適用者（以下これらの者を「当事者」という。）の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額という。以下この款において同じ。）に係る特例（以下「離婚特例」という。）の適用を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合（離婚特例の適用後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準給与総額の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたととき。

2 前項の規定による離婚特例の適用の請求（以下「離婚特例適用請求」という。）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛金の払込みに対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき

按分割合を定めることができる。

3 離婚特例適用請求は、当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の主務省令で定める方法によりしなければならない。

(請求すべき按分割合)

第百六条 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準給与総額(対象期間に係る組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の合算額をいう。以下同じ。)の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合を超え二分の一以下の範囲(以下按分割合の範囲)という。)内で定められなければならない。

2 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供(第百七条の二の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この項において同じ。)を受けた日が対象期間の末日前であつて対象期間の末日までの間が一年を越えない場合その他の総務省令で定める場合における離婚特例適用請求については、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、同項の按分割合の範囲とすることができる。

(当事者等への情報の提供等)

第百七条 当事者又はその一方は、組合に対し、主務省令で定めるとこ

るにより、離婚特例適用請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が離婚特例適用請求後に行われた場合又は第百五条第一項ただし書に該当する場合その他総務省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の情報は、対象期間標準給与総額、按分割合の範囲、これらの算定の基礎となる期間その他総務省令で定めるものとし、同項の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとす。

第百七条の二 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、第百五条第二項の規定による請求すべき按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならぬ。

(掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第百七条の三 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用請求者が掛金の標準となつた給料の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に「から離婚特例割合(按分割合を基礎として総務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。)」を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた給料

の額（掛金の標準となつた給料の額を有しない月にあつては、零）に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 | 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 | 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に「一から離婚特例割合を控除して得た率を乗じて得た額
二 | 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額（掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、零）に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

3 | 前二項の場合において、対象期間のうち第一号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であつて第二号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間でない期間については、第二号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であつたものとみなす。

4 | 第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額（次条第二項において「離婚特例適用額」という。）は、当該離婚特例適用請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

（退職共済年金等の額の改定）

第一百七七条の四 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二

項の規定により離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第二百一条第一項の規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間（対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）並びに対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を退職共済年金の額の計算の基礎とするものとし、当該離婚特例適用請求があつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

（離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例）

第一百七条の五 第一百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で

定める規定の適用に關し必要な読替へは、政令で定める。

(表略)

(政令への委任)

第一百七条の六 この款に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に關し必要な事項は、政令で定める。

第七款 被扶養配偶者である期間についての特例

(特定組合員及び被扶養配偶者についての掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第一百七条の七 組合員(組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。)が組合員であつた期間中に被扶養配偶者(当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。)を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるときは、組合(市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。)に対し、特定期間(当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間(次項及び第三項の規定により既に掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額に係る特例が適用された組合員期間を除く。以下この条において同じ。)の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額(特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等

の額をいう。以下この款において同じ。)に係る特例(以下「特定離婚特例」という。)の適用を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第七七条の十において同じ。)の受給権者であるときその他の総務省令で定めるときは、この限りでない。

2 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた給料の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

4 前二項の場合において、特定期間に係る組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間については、被扶養配偶者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であつたものとみなす。

5 第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額(次条第一項において「特定離婚特例適用額」という。)は、第一項の請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定の特例)

第一百七条の八 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項又は第一百二条第一項の規定にかかわらず、特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 第一百七条の四第二項の規定は、障害共済年金の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合について準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

第一百七条の九 第一百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替へは、政令で定める。

(表略)

(特定離婚特例適用請求を行う場合の特例)

第一百七条の十 特定組合員又は被扶養配偶者が、離婚等(第一百五条第一項に規定する離婚等をいう。)をした場合において、第一百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例が適用されていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第一百五条第一項の規定による離婚

特例の適用の請求をしたときは、当該請求をしたときに、特定離婚特例の適用の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金の受給権者であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該特定期間に係る組合員期間における第百六条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに第百七条の三第一項各号に規定する掛金の標準となつた給料の額並びに同条第二項各号に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額については、第百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用後の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とする。

3 第百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第百七条第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第百七条の七第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る組合員期間の特定離婚特例が適用されたものとみなして算定したものとす。

4 前項の規定は、第百七条の二の求めがあつた場合について準用する。

(政令への委任)

第百七条の十一 この款に定めるもののほか、被扶養配偶者である期間についての特例に関し必要な事項は、政令で定める。

第百八条 第百十五条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

(給付の制限)

第百八条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。

2 遺族共済年金である給付又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十九条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による障害共済年金の額の改定を行うことができる。

第百九条 組合がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行なわなうことができる。

第百十条 第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行なわなうことができる。

第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わなうこととされる部分に相当する額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わなうこととされる部分に相当する額の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十

第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用

(地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針等)

第十二条の三 総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の四第一項又は第三項の規定により積立金基本指針(同条第一項に規定する積立金基本指針をいう。次条において同じ。)が定められ、又は変更されたときは、直ちに、これを内閣総理大臣及び文部科学大臣に通知するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険法第七十九条の六第一項、第三項又は第七項の規定により管理運用の方針(同条第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下この条及び次条において同じ。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、組合(第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。次項において同じ。)及び市町村連合会の意見を聴かなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針には、組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会(以下この章において「実施機関」という。)がそれぞれの実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この章において同じ。)について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たつて遵守すべき基準を定めるものとする。

4 総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の六第四項の規定により地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針を承認しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するもの

六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

とする。

(実施機関の基本方針)

第百十二条の四 実施機関は、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用が適切になされるよう、積立金基本指針及び地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針（以下この章において「管理運用方針等」という。）に適合するように、当該実施機関積立金の資産の構成に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した実施機関積立金の管理及び運用に係る基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 実施機関は、管理運用方針等が変更されたときその他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

3 実施機関は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

4 主務大臣（総務大臣を除く。）は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

5 総務大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、当該実施機関の基本方針が地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針に適合しているかどうかについて、地方公務員共済組合連合会の意見を聴くものとする。

6 実施機関（地方公務員共済組合連合会を除く。）は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを地方公務員共済組合連合会に送付するとともに、公表しなければならない。

7 主務大臣は、実施機関の基本方針が管理運用方針等に適合しなくなつたと認めるときは、当該実施機関に対し、基本方針の変更を命

ずることができる。

(実施機関積立金の管理及び運用)

第百二十二条の五 実施機関は、第二十五条(第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。)及び第三十八条の八第四項の規定によるほか、管理運用方針等及び当該実施機関の基本方針に従つて、実施機関積立金の管理及び運用を行わなければならない。

(実施機関積立金の管理及び運用の状況に関する報告)

第百十二条の六 実施機関(公立学校共済組合及び警察共済組合並びに地方公務員共済組合連合会を除く。)は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、実施機関積立金の管理及び運用の状況についての報告書(以下この条において「運用報告書」という。)を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

2 公立学校共済組合及び警察共済組合は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに主務大臣及び地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該運用報告書を第一項の規定により提出を受けた運用報告書の写しとともに総務大臣に提出しなければならない。

4 地方公務員共済組合連合会は、第一項及び第二項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、他の実施機関に対し、実施

機関積立金の管理及び運用の状況について必要な報告を求めることができる。

(実施機関積立金の管理及び運用に対する措置)

第十二条の七 地方公務員共済組合連合会は、他の実施機関の機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、当該実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

2 地方公務員共済組合連合会は、前項の規定による措置を求めたときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。

3 総務大臣は、公立学校共済組合又は警察共済組合の実施機関積立金の管理及び運用の状況に関し前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その写しを主務大臣に送付するものとする。

4 主務大臣は、実施機関における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等又は当該実施機関の基本方針に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、その管理及び運用の状況を管理運用方針等及び当該実施機関の基本方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

5 主務大臣（総務大臣を除く。）は、実施機関に対して前項の規定による措置（管理運用方針等に適合させるために必要な措置に限る。）をとることを命じようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に通知するものとする。

6 総務大臣は、実施機関（公立学校共済組合及び警察共済組合に限る。）における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関の主務大臣に対し

、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

(政令への委任)

第百十二条の八 この章に定めるもののほか、実施機関積立金の管理及び運用に関し必要な事項は、政令で定める。

(運用職員に関する厚生年金保険法の準用)

第百十二条の九 厚生年金保険法第七十九条の十から第七十九条の十二までの規定は、実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する文部科学省及び警察庁の職員（政令で定める者に限る。）について準用する。

第六章 費用の負担

(費用の負担)

第百十三条 組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のう

第六章 費用の負担

(費用の負担)

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢

ち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百四十四条第四項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。

一 (略)

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百四十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 (略)

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 (略)

二 (略)

規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるも

三 (略)

3 組合の事業に要する費用で長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

5 (略)

のであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

3 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

4 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（特定地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同

6

地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

じ。）」の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6

特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7

特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職

(掛金等)

第百十四条 掛金等（掛金及び厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員が被保険者として負担する保険料（以下「組合員保険料」という。）をいう。以下同じ。）は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金等を徴収する。ただし、組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の組合員保険料は、徴収しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の定款で定める。

員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金)

第百十四条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

3 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料の額及び期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。）を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款（長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款）で定める。

4 組合員のうち給料の額が六十二万円を第四十四条第二項に規定する

4 | (略)

(育児休業期間中の掛金等の特例)

第百十四条の二 育児休業等をしている組合員（次条の規定の適用を受けている組合員及び第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等は、徴収しない。

5 | (略)

(育児休業等の期間に係る掛金の特例)

政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を超える者は、前項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなし、期末手当等を受けた月において、その月に受けた期末手当等の額が百五十万円を超える者は、同項の規定の適用については期末手当等の額が百五十万円であるものとみなし、給料の額が九万八千円を当該政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を下る者は、同項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなす。

第百十四条の二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業（以下この条において「育児休業等」という。）をしている組合員（次条の規定の適用を受けている組合員及び第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

2 | 三歳に満たない子を養育している組合員が、組合に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（総務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該

当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十九条第一項の育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けた場合その他政令で定める場合で給料の一部を受ける月については、前条の規定にかかわらず、当該月に係る掛金（長期給付に係るものに限る。）のうち、給料の額から当該給料の一部に相当する額を控除して得た額に長期給付に係る給料と掛金との割合を乗じて得た額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額については、徴収しない。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該組合員が死亡したとき、又は退職したとき。

三 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。

四 当該組合員が前項の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

五 当該組合員が次条の規定の適用を受ける産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を開始したとき。

（産前産後休業期間中の掛金の特例）

第百十四条の二の二 産前産後休業をしている組合員（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百十四条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の

（産前産後休業期間中の掛金等の特例）

第百十四条の二の二 産前産後休業をしている組合員（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百十四条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属

する月の前月までの期間に係る掛金等は、徴収しない。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、報酬その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金等に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金等に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われなるときは、政令で定めるところにより、その控除が行われるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金等に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 (略)

5 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、掛金等のうち組合員保険料については、第一項から第三項までの規定による払込みがあるごとに、これを市町村連合会に払い込まなければならない。

6 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金等のうち徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の

前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれなるときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 (略)

5 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、第百十三条第二項第二号に規定する掛金については、第一項から第三項までの規定による払込みがあるごとに、これを市町村連合会に払い込まなければならない。

6 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の規定

規定により当該掛金等のうち組合員保険料が市町村連合会に払い込まれている場合には、市町村連合会)は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金等を組合員に還付するものとする。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 (略)

3 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用(長期給付に係るものに限る。)並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用に充てるため地方公共団体等が負担すべき金額(組合員に係るものに限る。)を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

により当該掛金が市町村連合会に払い込まれている場合には、市町村連合会)は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金を組合員に還付するものとする。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額(第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 (略)

3 地方公共団体は、第百十三条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。
4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用(長期給付に係るものに限る。)に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

(国家公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出)

第一百六条の二 地方公務員共済組合連合会は、組合の長期給付に要する費用(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。)の負担の水準と国の組合の国家公務員共済組合法第七十二条第一項に規定する長期給付(以下この条において「国の組合の長期給付」という。)に要する費用(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。)の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と国の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、国家公務員共済組合連合会(同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。)への拠出金(以下「財政調整拠出金」という。)の拠出を行うものとする。

第一百六条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該二以上の各号に定める額の合計額)とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額(以下この号において「地方の調整対象費用の額」という。)を当該事業年度における全ての組合員(長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。)の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額の合計額の合算額(以下この号において「標準報酬等総額」という。)で除して得た率が、当該事業年度における国

(国家公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出)

第一百六条の二 地方公務員共済組合連合会は、組合の長期給付に要する費用の負担の水準と国の組合の国家公務員共済組合法第七十二条第一項に規定する長期給付(以下この条において「国の組合の長期給付」という。)に要する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と国の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、国家公務員共済組合連合会(同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。)への拠出金(以下「財政調整拠出金」という。)の拠出を行うものとする。

第一百六条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額(以下この号において「地方の独自給付費用の額」という。)を当該事業年度におけるすべての組合員(長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。)の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額の合計額及び当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額の合計額の合算額(以下この号において「標準給与総額」という。)で除して得た率が、当該事業年度にお

家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に規定する調整対象費用の額（以下この号において「国の調整対象費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額（以下この号において「国の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における地方の調整対象費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における国の調整対象費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における国の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額（国家公務員共済組合法第百二条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額（同条第三項に規定する長期給付等に係る支出の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）を下回る場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額から当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

三 当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に国家公

ける国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に規定する独自給付費用の額（以下この号において「国の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額（以下この号において「国の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における地方の独自給付費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準給与総額で除して得た率と当該事業年度における国の独自給付費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における国の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額（国家公務員共済組合法第百二条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号において同じ。）が当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額（同条第三項に規定する長期給付に係る支出の額をいう。以下この号において同じ。）を下回る場合 当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額から当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額から当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合における
同号に定める額を加算した額が国の長期給付等に係る収入の額を
上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「国の不足額
」という。）が前事業年度の末日における国の実施機関積立金（
厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつ
て国の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。）の額
を上回る場合 国の不足額から前事業年度の末日における国の実
施機関積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限
度額（前事業年度の末日における地方の実施機関積立金（厚生年
金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方
公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額から当該事業年
度における地方の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場
合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度
における地方の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。
）を超える場合にあつては、当該限度額）

2 前項第二号及び第三号に規定する「地方の長期給付等に係る収入
の額」とは、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料そ
の他の組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会（次項に
おいて「組合等」という。）の収入として政令で定めるものの額の
合計額に、国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げ
る場合における同号に定める額を加算した額をいう。

3 第一項第二号及び第三号に規定する「地方の長期給付等に係る支
出の額」とは、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の
組合等の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

（審査請求）

2 前項第二号に規定する「地方の長期給付等に係る収入の額」とは、
長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。次項において同じ。）に係
る組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会（次項におい
て「組合等」という。）の収入として政令で定めるものの額の合計額に
、国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合にお
ける同号に定める額を加算した額をいう。

3 第一項第二号に規定する「地方の長期給付に係る支出の額」とは、
長期給付に係る組合等の支出として政令で定めるものの額の合計額を
いう。

（審査請求）

第一百七十七条 組合員の資格若しくは短期給付に関する決定、厚生年金
保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被
保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法
律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は
国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服
がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「
審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十
号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は
診査があつたことを知つた日から六十日以内に行なうなければならない。
ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることが
できなかったことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

(審査会の設置及び組織)

第一百八条 地方職員共済組合等、都職員共済組合及び市町村連合会
に、それぞれ審査会を置く。

2 (略)

3 委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公
益を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合等及び都職員
共済組合に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、市町村連合
会に置かれる審査会にあつては市町村連合会の理事長が、それぞれ
委嘱する。

4 5 7 (略)

(組合に対する通知等)

第一百七十七条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組
合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度
の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合
審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年
法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があ
つたことを知つた日から六十日以内に行なうなければならない。ただし、
正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかった
ことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

(審査会の設置及び組織)

第一百八条 地方職員共済組合等、都職員共済組合等及び市町村連合会
に、それぞれ審査会を置く。

2 (略)

3 委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益
を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合等及び都職員共済
組合等に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、市町村連合会に
置かれる審査会にあつては市町村連合会の理事長が、それぞれ委嘱す
る。

4 5 7 (略)

(組合に対する通知等)

第二百二十条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、市町村連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二百二十二条 総務大臣は、次に掲げる事項のうち組合員又は短期給付若しくは長期給付を受ける権利を有する者の権利義務に係るものに関し、命令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき又は第四百四十四条の二十九第二項の協議を受けたときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一～四 （略）

（外国で勤務する組合員についての特例）

第三百三十九条 外国で勤務する組合員に対するこの法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な

第二百二十条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合（長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものに係る審査請求にあつては、市町村連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二百二十二条 総務大臣は、次に掲げる事項のうち組合員及び受給権者の権利義務に係るものに関し、命令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき又は第四百四十四条の二十九第二項の協議を受けたときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一～四 （略）

（派遣職員についての特例）

第三百三十九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二條第一項の規定により派遣された職員である組合員に対する第四章及び第六章の規定の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とする。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な

関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）は、」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。

254 (略)

(組合役職員等の取扱い)

第百四十一条 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受け

有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

254 (略)

(組合役職員等の取扱い)

第百四十一条 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける

る者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは「組合の」とする。

2 (略)

3 警察共済組合にあつては、第百十三条第四項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる費用のうち第百四十二条第一項に規定する国の職員に係るものについては、第百十三条第四項の規定にかかわらず、国が負担する。

4 (略)

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)

第百四十一条の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第

者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2 (略)

3 警察共済組合にあつては、第百十三条第三項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる費用のうち次条第一項に規定する国の職員に係るものについては、第百十三条第三項の規定にかかわらず、国が負担する。

4 (略)

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)

第百四十一条の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十條に

二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百十四條の三第一項第十一号において同じ。)の役職員(同法第十二條に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。)のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。)は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人(第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合(職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第九章及び第四百十四條の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

(定款変更一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)

規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百十四條の三第一項第十一号において同じ。)の役職員(同法第十二條に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。)のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。)は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人(第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」と、「組合の組合員」とあるのは「組合(職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第九章及び第四百十四條の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

(定款変更一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)

第四百十一条の三 定款変更一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第六十七条の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役職員（同法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人（第四百十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第九章及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。

（国の職員の取扱い）

第四百四十二条（略）

第四百十一条の三 定款変更一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第六十七条の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役職員（同法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人（第四百十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当」と、「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当」と、第九章及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。

（国の職員の取扱い）

第四百四十二条（略）

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二條第一項第五号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同條第一項に規定する給料及び同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第二條第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については</p>
<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定めるもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定める給与として政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限</p>		

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二條第一項第五号</p>	<p>地方公務員法第二十五條第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>第二條第一項第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手</p>
<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五條第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の</p>		

第七十条の二第二項	第五十四条の二第十項	第四十三条第二項	
国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第九十一号）第二条第二項	これらの手当に準ずるもの
国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所職員臨	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第二項及び第三項	る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与
第七十条の二第二項	第七十条の二第二項	第四十三条第二項	
国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第九十一号）第二条第二項	当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの
国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第二項及び第三項	法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与

第七十条		
育児休業、介護休業等育	<p>その子の出生した日以後 労働基準法（昭和二十二 年法律第四十九号）第六 十五条第一項又は第二項 の規定により休業した期 間</p>	<p>第一項（同法第二十七条第 一項及び裁判所職員臨時 措置法（昭和二十六年法 律第二百九十九号）（第 七号に係る部分に限る。 ）において準用する場合 を含む。）の規定による 育児休業又は裁判官の育 児休業に関する法律（平 成三年法律第百一十一号） 第二条第一項</p>
一般職の職員の勤務時間	<p>一般職の職員の勤務時間 、休暇等に関する法律（ 平成六年法律第三十三号 ）第十九条の規定による 特別休暇（出産に関する 特別休暇であつて政令で 定めるものに限る。）の 期間</p>	<p>時措置法（昭和二十六年 法律第二百九十九号）（ 第七号に係る部分に限る 。）において準用する国 家公務員の育児休業等に 関する法律第三条第一項 の規定による育児休業、 裁判官の育児休業に関す る法律（平成三年法律第 百一十一号）第二条第一項 の規定による育児休業又 は地方公務員の育児休業 等に関する法律（平成三 年法律第百十号）第二条 第一項</p>
第七十条の		
育児休業、介護休業等育	<p>その子の出生した日以後 労働基準法（昭和二十二 年法律第四十九号）第六 十五条第一項又は第二項 の規定により休業した期 間</p>	<p>第一項（同法第二十七条第 一項及び裁判所職員臨時 措置法（昭和二十六年法 律第二百九十九号）（第 七号に係る部分に限る。 ）において準用する場合 を含む。）の規定による 育児休業又は裁判官の育 児休業に関する法律（平 成三年法律第百一十一号） 第二条第一項</p>
一般職の職員の勤務時間、	<p>一般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律（平成 六年法律第三十三号）第十 九条の規定による特別休暇 （出産に関する特別休暇で あつて政令で定めるもの に限る。）の期間</p>	<p>法（昭和二十六年法律第二 百九十九号）（第七号に係 る部分に限る。）において 準用する国家公務員の育児 休業等に関する法律第三条 第一項の規定による育児休 業、裁判官の育児休業に関 する法律（平成三年法律第 百一十一号）第二条第一項の 規定による育児休業又は地 方公務員の育児休業等に関 する法律（平成三年法律第 百十号）第二条第一項</p>

<p>の三第一 項</p>	<p>児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたもの</p>	<p>、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する介護休暇又はこれに準ずる休暇として政令で定めるもの</p>
<p>第百十三</p>	<p>第百十三 条第一項</p>	<p>地方公共団体（市町村立</p>
<p>国</p>	<p>国</p>	<p>の</p>

<p>三第一項</p>	<p>児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたもの</p>	<p>休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する介護休暇又はこれに準ずる休暇として政令で定めるもの</p>
<p>第百十三 条第一項</p>	<p>第百十一 条第二項</p>	<p>国家公務員災害補償法第一 条の二第二項及び第三項</p>
<p>第百十三 条</p>	<p>地方公務員災害補償法第二 条第二項</p>	<p>国家公務員法第八十二条 第一項及び第二項の規定に よる減給又は戒告</p>
<p>組合員の掛金及び地方公</p>	<p>退職手当支給制限等処分に相当する処分</p>	<p>地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分</p>
<p>組合員の掛金及び国の負担</p>	<p>退職手当支給制限等処分に相当する処分</p>	<p>地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分</p>

<p>条第二項 各号列記 以外の部 分</p>	<p>第百十三 条第二項 各号、第 三項から 第五項ま で</p>
<p>学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の</p>	<p>地方公共団体</p>
<p></p>	<p>国</p>

<p>第二項各号 列記以外の 部分</p>	<p>第百十三 条第二項各号 、第三項及 び第四項</p>	<p>第百十四 条の二第一 項</p>	<p>第百十四 条の二第二 項</p>
<p>共同体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十九条第一項の育児短時間勤務又は部分休業</p>
<p>金</p>	<p>国</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項又は第二十六条第一項の育児短時間勤務又は育児時間</p>

<p>第百十五 条第二項</p>	<p>地方自治法第二百四条第 二項に規定する</p>	<p>国家公務員退職手当法（ 昭和二十八年法律第百八 十二号）に基づく</p>
<p>第百十六 条第一項</p>	<p>地方公共団体の機関 規定により地方公共団体</p>	<p>国の機関 規定により国</p>
<p>第百三十 八条</p>	<p>地方公共団体（市町村立 学校職員給与負担法第一 条又は第二条の規定によ り都道府県がその給与を 負担する者にあつては、 都道府県）</p>	<p>国</p>

<p>第百十五 条第二項</p>	<p>地方自治法第二百四条第 二項に規定する退職手当 又はこれに相当する手当</p>	<p>国家公務員退職手当法（昭 和二十八年法律第百八十二 号）に基づく退職手当又は これに相当する手当</p>
<p>第百十六 条第一項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>
<p>第百三十 九条</p>	<p>地方公共団体（市町村立 学校職員給与負担法第一 条又は第二条の規定によ り都道府県がその給与を 負担する者にあつては、 都道府県）</p>	<p>国 国際機関等に派遣される一</p>

			第四百十 条第一項	任命権者又は 又は地方公共団体の事務 又は	任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の 事務若しくは		政令で定める場合を除く 。)	政令で定める場合を除く 。又は組合員が任命権 者若しくはその委任を受 けた者の要請に応じ、引 き続いて沖繩振興開発金 融公庫その他特別の法律 により設立された法人で その業務が国の事務若し くは事業と密接な関連を 有するものうち政令で 定めるもの(以下「特定 公庫等」という。)の役 員(常時勤務に服するこ とを要しない者を除く。 以下「特定公庫等役員」
条	関等に派遣される一般職 の地方公務員の処遇等に 関する法律(昭和六十二 年法律第七十八号)第二 条第一項	般職の国家公務員の処遇等 に関する法律(昭和四十五 年法律第十七号)第二条 第一項	第四百十 条第一項	任命権者又は 又は地方公共団体の事務 又は	任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事 務若しくは		退職した場合(政令で定 める場合を除く。)	退職した場合(政令で定め る場合を除く。)又は組合 員が任命権者若しくはその 委任を受けた者の要請に応 じ、引き続き沖繩振興開 発金融公庫その他特別の法 律により設立された法人で その業務が国の事務若し くは事業と密接な関連を有 するものうち政令で定める もの(以下「特定公庫等」 という。)の役員(常時勤 務に服することを要しない 者を除く。以下「特定公庫 等役員」という。)となる

<p>第百四十 条第二項 第二号</p>					
<p>公庫等職員</p>	<p>「公庫等」と、</p>	<p>公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）は</p>	<p>（公庫等職員</p>	<p>当該公庫等職員</p>	
<p>公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>公庫等又は特定公庫等」と、</p>	<p>公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）又は特定公庫等（第百四十条第一項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）は</p>	<p>（公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>当該公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>

<p>第百四十条 第二項第二号</p>					
<p>公庫等職員</p>	<p>とあるのは「公庫等」</p>	<p>公庫等の負担金</p>	<p>（公庫等職員</p>	<p>当該公庫等職員</p>	
<p>公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>とあるのは「公庫等又は特定公庫等」</p>	<p>公庫等又は特定公庫等の負担金</p>	<p>（公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>当該公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>ため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>

<p>第四百四 四條の二 第二項及 び第四百 四條の 三十一（ 見出しを 含む。）</p>		<p>第四百十 条第三項 含む。）</p>
<p>地方公共団体</p>	<p>これらの他の公庫等職員</p>	
<p>国</p>	<p>公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合</p>

<p>第四百四 四條の二第 二項及び第 百四十四 條の三十一（見 出しを含む 。）</p>		<p>第四百十 条第三項 含む。）</p>
<p>地方公共団体</p>	<p>これらの他の公庫等職員</p>	
<p>国</p>	<p>公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合</p>

3 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の国の職員である組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額については、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、

3 | 4 | (略)

(国家公務員共済組合法との関係)

第四百四十三条 (略)

2 (略)

3 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、元の組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、政令で定めるところにより、第二十四条(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を国家公務員共済組合連合会に移換しなければならない。

4 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 次に掲げる団体(以下「団体」という。)に使用される者で、団体から給与を受けるものうち役員、常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他総務省令で定める者を含む。以下「団体職員」という。)は、職員とみなして、この法律の規定(第一百五十五条及び第一百六条を除く。)中長期給付及び福祉事業に係る部分を適用する。この場合において、団体職員は、地方職員共済組合の組合員となるものとする。

財政融資資金に預託して運用しなければならない。

4 | 5 | (略)

(国家公務員共済組合法との関係)

第四百四十三条 (略)

2 (略)

3 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、元の組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、政令で定めるところにより、第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を国家公務員共済組合連合会に移換しなければならない。

4 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 次に掲げる団体(以下「団体」という。)に使用される者で、団体から給与を受けるものうち役員、常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他総務省令で定める者を含む。以下「団体職員」という。)は、職員とみなして、この法律の規定(第二条第一項第二号、第四十二条(短期給付に係る部分に限る。)、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第三百三条第二項ただし書、

一〇十一 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二		地方自治法第二百四十四条の規	<p>第二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四</p> <p>第一 条の規定の適用を受ける職員</p> <p>第五 員については、同条第一項</p> <p>に規定する給料及び同条第二</p> <p>項に規定する手当のうち</p> <p>期末手当、勤勉手当その他</p> <p>政令で定める手当を除いた</p> <p>ものとし、その他の職員に</p> <p>ついては、これらの給料及び</p> <p>手当に準ずるものとして</p> <p>政令で定めるもの</p>	第四百四十四条の三第一項に	<p>第四百四十四条の三第一項に</p> <p>規定する団体職員が、同項</p> <p>に規定する団体から勤務の</p> <p>対償として受ける給与で、</p> <p>地方自治法（昭和二十二年</p> <p>法律第六十七号）第二百四</p> <p>条第一項に規定する給料及</p> <p>び同条第二項に規定する手</p> <p>当のうち期末手当、勤勉手</p> <p>当その他政令で定める手当</p> <p>を除いたもの又はこれらの</p> <p>給料及び手当に準ずるもの</p> <p>として政令で定めるものに</p> <p>相当するもの</p>
----	--	----------------	---	---------------	--

一〇十一 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（短期給付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同条第五項、第百十五条、第百十六条、第百三十五条から第百三十八条まで、前条、第百四十四条の二十八並びに第百四十四条の三十一の規定を除く。）を適用する。この場合においては、団体職員は、地方職員共済組合の組合員となるものとする。

第二		地方自治法（昭和二十二年	<p>第二 地方公務員法第二十五条第</p> <p>第一 三項第一号に規定する給料</p> <p>第五 表に掲げる給料で月額をも</p> <p>つて支給されるもの又はこ</p> <p>れに相当する給与で政令で</p> <p>定めるもの</p>	第四百四十四条の三第一項に規	<p>第四百四十四条の三第一項に規</p> <p>定する団体職員が、同項に規</p> <p>定する団体から勤務の対償と</p> <p>して受ける給与で、地方公務</p> <p>員法第二十五条第三項第一号</p> <p>に規定する給料表に掲げる給</p> <p>料で月額をもつて支給される</p> <p>もの又はこれに相当する給与</p> <p>で政令で定めるものに相当す</p> <p>るもの</p>
----	--	--------------	---	----------------	--

<p>第 一 項</p>	<p>定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四十二条に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの</p>	<p>第 二 項</p>	<p>前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号</p>	<p>前項第三号</p>	<p>第 四 十 八 条 第 二 項</p>	<p>給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）</p>
----------------------	--	--	----------------------	---	--------------	--	----------------------------------

<p>第 一 項</p>	<p>法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの</p>	<p>第 二 項</p>	<p>前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号</p>	<p>前項第三号</p>	<p>第 四 十 七 条</p>	<p>弔慰金又は遺族共済年金</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>第 四 十 八 条 第 二 項</p>	<p>給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）</p>
----------------------	---	--	----------------------	---	--------------	----------------------------------	--------------------	---------------	--	----------------------------------

<p>第四十 九条第 一項</p>	<p>第五十 条第一 項</p>	<p>第五十 条第二 項</p>	<p>第五十 一条</p>
<p>その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金に相当する額を控除した金額）</p>	<p>給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）</p>	<p>受給権者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）</p>	<p>退職共済年金又は休業手当金</p>
<p>その給付に要した費用に相当する金額</p>	<p>給付事由</p>	<p>受給権者</p>	<p>退職共済年金</p>

項 第九十 条第四	項各号 第九十 条第二	項本文 第九十 条第二	二 項 第八十 七条第			四 第六十 七条の	二 条 第五十
公務等	公務等傷病	公務等	公務等	公務等傷病	公務	主務省令	退職共済年金及び休業手当 金
業務等	業務等傷病	業務等	業務等	業務等傷病	業務	総務省令	退職共済年金

第九十 五条	公務等	<p>地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間</p>	業務等	<p>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなつたときはこれらの保険給付が行われる間</p>
第九十 六条第 一項	公務	<p>療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は</p>	業務	<p>その退職の日までにその傷病が治らなかつた者又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至らなかつた者にあつては、当該傷病につき健康保険の療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の</p>

は介護保険法の規定による
居宅介護サービス費、特例
居宅介護サービス費、地域
密着型介護サービス費、特
例地域密着型介護サービス
費、施設介護サービス費、
特例施設介護サービス費、
介護予防サービス費若しく
は特例介護予防サービス費
の支給の開始後五年を経過
しない組合員がその資格を
喪失した後継続してこれら
の給付を受けている場合に
おいては、これらの給付の
支給開始後五年を経過する
までの間にその傷病が治つ
た日又はその症状が固定し
治療の効果が期待できない
状態に至った日

支給若しくは高齢者の医療の
確保に関する法律の規定によ
る療養の給付若しくは保険外
併用療養費、医療費若しくは
訪問看護療養費の支給又は介
護保険法の規定による居宅介
護サービス費、特例居宅介護
サービス費、地域密着型介護
サービス費、特例地域密着型
介護サービス費、施設介護サ
ービス費、特例施設介護サ
ービス費、介護予防サービス費
若しくは特例介護予防サービ
ス費の支給を受けている者で
あるときは最初に健康保険の
療養の給付若しくは保険外併
用療養費、療養費若しくは訪
問看護療養費の支給若しくは
高齢者の医療の確保に関する
法律の規定による療養の給付
若しくは保険外併用療養費、
医療費若しくは訪問看護療養
費の支給又は介護保険法の規
定による居宅介護サービス費
、特例居宅介護サービス費、
施設介護サービス費、特例施

第九十 九条の 二第三 項	公務等 傷病	業務等 傷病	第九十 九条の 八	公務等 地方公務員災害補償法の規 定による遺族補償年金又は これに相当する補償が支給	業務等 労働基準法第七十九条の規定 による遺族補償が行われるこ ととなつたときは六年間、労	設介護サービス費、介護予防 サービス費若しくは特例介護 予防サービス費の支給を受け る診療を受けた日から起算し て五年を経過するまでの間に 治つた日又はその症状が固定 し治療の効果が期待できない 状態に至つた日、その他の者 であるときは当該傷病につき 最初に医師又は歯科医師の診 療を受けた日から起算して五 年を経過するまでの間に治つ た日又はその症状が固定し治 療の効果が期待できない状態 に至つた日
------------------------	-----------	-----------	-----------------	---	--	---

第百	
地方公共団体（市町村立学	
団体（第百四十四条の三第	

第百十	第百十 一条第 一項	第百八 条第三 項	第百八 条第一 項	第百四 条第一 項	
地方公共団体（市町村立学	組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	その病気若しくは障害	病気、負傷、障害、死亡又は災害	公務等	されることがなつたときは、これらが支給される間
団体（第百四十四条の三第一	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された	その障害	当該障害又は死亡	業務等	働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間

第百十三号	分	十三 条第 二項 各号 列記 以外 の部	校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号） 第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）
地方公共団体			一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）

第百十号	第百十三号	第百十三号	第百十三号	第百十三号	第百十三号	第百十三号	第百十三号
主務省令	地方公共団体	地方公共団体	公務等	公務等傷病	地方公共団体	公務等	公務等傷病
総務省令	団体	団体	業務等	業務等傷病	団体	業務等	業務等傷病

(団体組合員に係る費用の負担の特例)

第百四十四条の十二 団体は、その使用する団体組合員及び自己の負担すべき毎月の掛金(第百十三条第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。)及び負担金(同号の負担金をいい、第百十四条の二及び第百四十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。)並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料を、翌月末日までに地方職員共済組合に納付する義務を負う。

2 団体は、団体組合員の報酬を支給するときは、その報酬から当該団体組合員が負担すべき当該報酬に係る月の前月分の掛金及び組合員保険料(団体組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金及び組合員保険料)に相当する金額を控除することができる。

3 団体は、団体組合員の期末手当等(地方自治法第二百四十二条第二項に規定する退職手当に相当する手当を含む。以下この項において同じ。)を支給するときは、その期末手当等から当該団体組合員が負担すべき掛金及び組合員保険料に相当する金額を控除することができる。

4 団体は、前二項の規定により控除されなかつた掛金及び組合員保険料の金額があるときは、団体組合員(団体組合員であつた者を含む。次項において同じ。)の給与を支給する際その給与から当該金額に相当する金額を控除することができる。

5 (略)

第百四十四条の十三から第百四十四条の十八まで 削除

(団体組合員に係る費用の負担の特例)

第百四十四条の十二 団体は、その使用する団体組合員及び自己の負担すべき毎月の掛金及び負担金(第百四十四条の二第一項及び第百四十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百四十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)を、翌月末日までに地方職員共済組合に納付する義務を負う。

2 団体は、団体組合員の給与を支給するときは、その給与から当該団体組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛金(団体組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金)に相当する金額を控除することができる。

3 団体は、団体組合員の期末手当等を支給するときは、その期末手当等から当該団体組合員が負担すべき掛金に相当する金額を控除することができる。

4 団体は、前二項の規定により控除されなかつた掛金の金額があるときは、団体組合員(団体組合員であつた者を含む。次項において同じ。)の給与を支給する際その給与から当該金額に相当する金額を控除することができる。

5 (略)

(督促及び延滞金の徴収等)

第百四十四条の十三 地方職員共済組合は、掛金又は負担金を滞納した

団体に対し、期限を指定して、その掛金又は負担金の納付を督促しなければならぬ。

2 前項の規定による督促は、督促状を發してしなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第一項の規定によつて督促したときは、地方職員共済組合は、掛金又は負担金の額に、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納付日限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金若しくは負担金の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、掛金又は負担金の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金又は負担金は、その納付のあつた掛金又は負担金の額を控除した金額による。

5 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

6 督促状に指定した期限までに完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第四百四十四条の十四 前条第一項の規定による督促を受けた団体が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないと

きは、地方職員共済組合は、国税滞納処分の場合によつてこれを処分し、又は団体の住所若しくはその財産のある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2 地方職員共済組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合において、地方職員共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第四百四十四条の十五 掛金、負担金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第四百四十四条の十六 掛金、負担金その他この章の規定による徴収金は、この章に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(団体職員審査会)

第四百四十四条の十七 地方職員共済組合に、団体職員審査会を置く。

2 団体職員審査会に関する事項は、地方職員共済組合の定款をもつて定めなければならない。

第四百四十四条の十八 団体職員審査会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員は、団体組合員を代表する者、団体を代表する者及び公益を表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合の理事長が委嘱する。

(組合役職員に関する特例)

第四百四十四条の十九 地方職員共済組合の組合役職員のうち、団体組合員業務に従事する者として理事長が指定する者は、第四百四十一条の規定にかかわらず、団体職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項及び第二条第一項第六号の項中「同項に規定する団体」とあり、同表第一百三条第二項各号列記以外の部分の項中「団体(第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同表第一百三条第二項第三号の項中「団体」とあるのは、「地方職員共済組合」とする。

(適用除外)

第四百四十四条の二十一 第二百二十二条の規定は、団体組合員に係る長期給付及び福祉事業に関する事項については、適用しない。

(健康保険法等との関係)

3 前二項に規定するもののほか、第一百八条第四項から第七項まで及び

第百十九条から第二百一十一条までの規定は、団体職員審査会について準用する。この場合において、第百十九条第一項中「組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員」とあるのは、「団体組合員を代表する委員、団体を代表する委員」と読み替えるものとする。

(組合役職員に関する特例)

第四百四十四条の十九 地方職員共済組合の組合役職員のうち、団体組合員業務に従事する者として理事長が指定する者は、第四百四十一条の規定にかかわらず、団体職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「同項に規定する団体」とあり、同表第一百三条第二項各号列記以外の部分の項中「団体(第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同表第一百三条第二項第二号の項、第一百三条第二項第三号の項及び第一百三条第二項第四号の項中「団体」とあるのは、「地方職員共済組合」とする。

(適用除外)

第四百四十四条の二十一 第五条第四項及び第五項の規定は団体及び団体組合員に係る掛金に関する事項について、第二百二十二条の規定は団体組合員に係る長期給付及び福祉事業に関する事項については、適用しない。

(厚生年金保険法等との関係)

第四百四十四条の二十二 第四百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体で

第四百四十四条の二十二 (略)

2 (略)

(時効)

第四百四十四条の二十三 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金(第十三条第二項の掛金をいう。)及び負担金(団体に係るものに限る。)を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る支払未済給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができなくなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合に支払未済給付を受けるべき者があるもの

二 支払未済給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

法人でないものを使用される者は、厚生年金保険法第十二条の規定の適用については、同条第一号に規定する法人に使用される者とみなす。

2 (略)

3 (略)

(時効)

第四百四十四条の二十三 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金(第十三条第二項の掛金をいう。第四百四十四条の二十六第二項において同じ。)、負担金(団体に係るものに限る。)その他前章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付(以下この項において「遺族給付」という。)の請求をすることができない場合には、その請求をすることができなくなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

4 地方職員共済組合のする団体及び団体組合員に係る掛金、負担金その他前章の規定による徴収金の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する

(期間計算の特例)

第四百四十四条の二十四 この法律の規定により短期給付の請求又は短期給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

(期間計算の特例)

第四百四十四条の二十四 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

(組合員期間以外の期間の確認)

第四百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

(戸籍書類の無料証明)

第四百四十四条の二十五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。）は、組合又は短期給付を受ける権利を有する者（以下この条において「受給権者」という。）に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

5 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(戸籍書類の無料証明)

第四百四十四条の二十五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(資料の提供)

第四百四十四条の二十五の二 組合は、第九十九条の九に定めるものほか、年金である給付に関する処分に関し必要があるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第八十一条第七項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣、国の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第八十一条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 この法律による短期給付及び掛金等に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

(医療に関する事項等の報告)

第四百四十四条の三十 組合は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による短期給付に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(地方職員共済組合の報告徴取等)

第四百四十四条の三十二 (略)

2 地方職員共済組合は、総務省令で定めるところにより、団体組合員又は団体組合員に係る長期給付を受けるべき者に、地方職員共済組合又は団体に対して、団体組合員業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(地方公務員法との関係)

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 長期給付を受ける権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額（第八十条第一項、第八十八条第一項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

(医療に関する事項等の報告)

第四百四十四条の三十 組合は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(地方職員共済組合の報告徴取等)

第四百四十四条の三十二 (略)

2 地方職員共済組合は、総務省令で定めるところにより、団体組合員又は団体組合員に係る給付を受けるべき者に、地方職員共済組合又は団体に対して、団体組合員業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(地方公務員法との関係)

第四百四十五条 この法律の定めるところにより行われる短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。

第四百四十六条の二 第十九条の二(第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行う者は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

三の二 第四百十二条の四第六項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第四百十二条の四第七項、第四百十二条の七第四項又は第四百四十四条の二十七第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五 (略)

附 則

(地方職員共済組合等の運営審議会の委員等の任命の特例)

第三条の二 地方職員共済組合等の運営審議会の委員の任命については、当分の間、第七条第二項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者(運営審議会の委員であつた者に限る。)」として、同項の規定を適用する。

第四百四十五条 この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。

第四百四十六条の二 第十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行う者は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第四百四十四条の二十七第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五 (略)

附 則

(地方職員共済組合等の運営審議会の委員等の任命の特例)

第三条の二 地方職員共済組合等の運営審議会の委員の任命については、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号。次項において「昭和四十九年法律第九十五号」という。)の

2 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合会の議員の選挙については、当分の間、第九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「組合員が組合員のうち」とあるのは「組合員が組合員又は組合員であつた者（組合会の議員であつた者に限る。）のうち」と、同条第三項中「それぞれのうち」とあるのは「市町村長及び市町村長以外の組合員又は市町村長以外の組合員であつた者（組合会の議員であつた者に限る。）のうち」として、これらの規定を適用する。

第十四条の二 削除

公布の日から当該運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間、第七条第二項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

2 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合会の議員の選挙については、昭和四十九年法律第九十五号の公布の日から当該組合会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間、第九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「組合員が組合員のうち」とあるのは「組合員が組合員又は組合員であつた者（組合会の議員であつた者に限る。）のうち」と、同条第三項中「それぞれのうち」とあるのは「市町村長及び市町村長以外の組合員又は市町村長以外の組合員であつた者（組合会の議員であつた者に限る。）のうち」として、これらの規定を適用する。

（遺族の範囲の特例）

第十四条の二 組合員（警察官、皇宮護衛官、消防吏員その他の職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものに限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定める職務に従事し、そのため公務による傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていたその者の配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号に掲げる者に該当する者を除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調

(市町村連合会が行う共同事業)

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）の短期給付（第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。）に係る不均衡を調整するための交付金（第五項において「調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業
 - 二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金（第五項において「特別調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業
 - 三 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業
- 2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。
- 3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第四百四十一条

整事業等)

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付（第五十四条に規定する短期給付を除く。次条第一項において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次条第一項において同じ。）に係る不均衡を調整するための交付金（第四項において「調整交付金」という。）の交付の事業その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

- 2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、次に掲げる預託金の運用収入又は拠出金をもつて充てるものとする。
- 一 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合からの市町村連合会に対する預託金の運用収入
 - 二 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合からの市町村連合会に対する拠出金

三に規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

5 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の四から第十四条の五まで 削除

3 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、短期給付に係る業務上の余裕金のうちから前項第一号の預託金を市町村連合会に預託し、又は同項第二号の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

4 調整交付金の交付を受ける市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二並びに第百十四条第三項の規定の適用については、当該調整交付金は、掛金とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の四 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業及び前条の規定により行う事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び総務大臣が指定するその他の組合（以下この条において「対象組合」という。）の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金の交付の事業を行うことができる。

2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、対象組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 対象組合は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

4 前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第百四十一条の

三に規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は対象組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

5 第一項の交付金の交付を受ける対象組合に係る第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二並びに第百十四条第三項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業)

第十四条の四の二 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業及び前二条の規定により行う事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金をこれらの組合に交付する事業を行うことができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行う事業について準用する。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の五 削除

(地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委員の任命の特例)

第十四条の七 地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委員の任命

(地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委員の任命の特例)

第十四条の七 地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委員の任命に

については、当分の間、第三十八条の四第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（組合の運営審議会の委員又は組合会の議員である者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

第十八条（略）
（特例退職組合員に対する短期給付等）

2～4（略）

5 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、第百十三条第一項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この項において「特例退職掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における標準報酬の月額、特例退職掛金を徴収すべき月の属する年（当該月が一月から三月までの場合には、前年）の一月一日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の標準報酬の月額と、前年における当該組合員の標準報酬の平均額と、前年に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6・7（略）

8 第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定は、特例退職組合

については、昭和五十八年法律第五十九号の施行の日から附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間、第三十八条の四第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（組合の運営審議会の委員又は組合会の議員である者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

第十八条（略）
（特例退職組合員に対する短期給付等）

2～4（略）

5 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、第百十三条第一項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この項において「特例退職掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特例退職掛金の標準となるべき給料は、特例退職掛金を徴収すべき月の属する年（当該月が一月から三月までの場合には、前年）の一月一日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の額の平均額と、前年における当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額の平均額の二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6・7（略）

8 第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定は、特例退職

員については、適用しない。
9 (略)

組合員については、適用しない。
9 (略)

(退職共済年金の支給の繰上げ)

第十八条の二 当分の間、次に掲げる者であつて、次条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。附則第二十四条の二、附則第二十六条、附則第二十八条の二及び附則第二十八条の三において同じ。)に請求することができるとができる。

一 特定警察職員等(警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員(これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この号及び附則第二十五条第三項において同じ。))である組合員又は組合員であつた者のうち、次条各号のいずれにも該当するに至つたとき(そのときにおいて既に退職している者にあつては、当該退職のとき)において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者という。以下同じ。)以外の者で昭和三十六年四月二日以後に生まれたもの

二 特定警察職員等である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。

- 3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。
- 4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項又は第一百零二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。
- 5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。
- 6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 7 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第九十九条の二及び第一百零二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第八十条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「六十五歳に達した当時（六十五歳に達した当時）」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「附則第十八条の二第四項及び第六項並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とするものとし、六十五歳に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得し

た当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第九十九条の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」と、第二百二条第二項中「第七十六条第二項」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第七十六条第二項」と、「掲げる金額に相当する金額」とあるのは「掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、「に相当する金額及び第二百二条第一項の規定により加算される金額に相当する金額」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び第二百二条第一項の規定により加算される金額から政令で定める金額を減じた額」と、「第八十条第一項中「前条の」とあるのは「前条及び第二百二条の」と、「同条の規定」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十条第一項中「並びに前条第二項及び第三項」と、「これらの規定」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに第二百二条」と、「第八

第十九条から第二十八条まで 削除

十一条第二項及び第八十二条第一項」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十一条第二項及び附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十二条第一項」と、「及び」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び」と、「及び第百二条第一項の規定により加算される金額並びに」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び第百二条第一項の規定により加算される金額から政令で定める金額を減じた額並びに」とする。

(退職共済年金の特例)

第十九条 当分の間、六十五歳未満の者（前条第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が十年以上であること。

第十九条の二 次の表の上欄に掲げる者（特定警察職員等を除く。）について前条の規定を適用する場合には、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2 特定警察職員等である者で次の表の上欄に掲げる者であるものについて前条の規定を適用する場合には、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

第二十条 第八十条の規定は、附則第十九条の規定による退職共済年金の額については、適用しない。

第二十条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、第六項、附則第二十四条の三第一項及び第五項、附則第二十五条の三第九項並びに附則第二十五条の四第九項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。附則第二十四条の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た額

二 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額額の千分の一・

〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額額の千分の〇・

五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の二第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する

金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十條の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十條の二第三項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

5 第二項及び第三項の規定によりその額が算定される附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十九条第一項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由と

する年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けるときに
限る。）。

二 障害共済年金等を受けることができるとなつた日において、
退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三 組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、
引き続き組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受
給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受
けることができることに限る。）。

第二十條の三 附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、
その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間
が四十四年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十九條の規
定にかかわらず、前條第二項の規定の例により算定した金額とする。

2 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算
定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される
加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同條第
一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職
共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたと
きは、前條第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場
合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項
において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前條の」とあるのは「
附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二
十條の二第二項の規定並びに附則第二十條の三第二項において準用す
る前條第二項及び第三項の」と、「同條の規定」とあるのは「これら
の規定」と読み替えるものとする。

3| 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六
六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六
条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」
とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとさ
れた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と
、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加
給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額
に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一
項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前
条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の
三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項
第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項におい
て準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及
び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項
において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十
九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金
額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは
「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第
二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第二項に
おいて準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

4| 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条
の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（組合員
期間が四十四年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職
共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定
の例により算定した金額に改定する。

5| 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算

定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と読み替えるものとする。

6

前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前

条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

第二十一条 附則第二十条の二第二項及び第三項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金（その受給権者が組合員であるものを除く。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

第二十二条 附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十三条の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第二十三条 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である

ものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の二第一項の請求があつた当時(当該請求があつた当時」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

2

附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き

き」とする。

3 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による改定に係る退職があつた当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による改定に係る退職があつた当時」と、
「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時から引き続き」とする。

（地方公共団体の長の特例による退職共済年金の額の特例）

第二十四条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する附則第十九条の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項、第二百一条第一項及び附則第二十条の二第二項（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第一項又は附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額百分の四十三・八四六に相当する金額（附則第二十六条第十項並びに附則第二十六

条の二第一項及び第四項において「特例加算額」という。）を加算した額とする。

2 前項の規定によりその額が算定される退職共済年金の受給権者についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)

第二十四条の二 附則第十九条の二各項に規定する者(附則第二十五条第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。)であつて、附則第十九条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条及び附則第十九条の規定は、適用しない。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額又は前条第一項の規定の例により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者(附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)については、

第七十九条第三項の規定は、適用しない。

6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

8 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十二条及び第九十九条の二の二の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第八十条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳（その者が附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「附則第二十四条の二第四項、第六項及び第七項並びに前条

第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至ったときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第九十九条の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

9 前項に定めるもののほか、第三項の規定による退職共済年金の受給権者についてこの法律を適用する場合に必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第八項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定によりそ

の額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、第八項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定により加算した額に相当する部分の支給を停止する。

第二十四条の三 附則第十九条の二各項に規定する者が前条第三項の規定による退職共済年金の受給権を取得したとき（同条第一項の請求があつた当時、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の組合員期間が四十四年以上であるときに限る。）は、六十五歳に達するまでの間、当該退職共済年金の額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算する。

2 繰上げ調整額については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

3 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十月に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月において、当該年齢に達した日の翌日の属する月前の組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算

した額とする。

4 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の翌月以後において、第七十九条第三項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した額とする。

5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された退職共済年金については、その受給権者が障害状態に該当しなくなったときは、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額（第三項又は前項の規定により繰上げ調整追加額が加算された退職共済年金にあつては、当該繰上げ調整追加額を含む。次項において同じ。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなった当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が組合員である間は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

（特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例）

第二十五条 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者に対する附則第十九条の規定の適用については、次項及

び第三項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第三の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十九条の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員である組合員であつた者のうち、退職の時まで引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者で附則別表第四の上欄に掲げる者であるものが、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十九条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 前三項の規定の適用を受ける者に対する次条第四項の規定により読み替えられた第八十一条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」とする。

（昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退

職共済年金の額の特例

第二十五条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

一 特定警察職員等以外の者で昭和十六年四月一日以前に生まれたものの

二 特定警察職員等である者で昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの

三 前二号に掲げる者以外の者で前条第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の二第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものと

された附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

第二十五条の三 特定警察職員等以外の者で次の表の上欄に掲げる者であるもの（附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合において、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

(表略)

- 2| 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十條の第二第二項の規定の例により算定した金額とする。
- 3| 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同條第一項中「前條第三項」とあるのは「附則第二十五條の三第三項において準用する前條第三項」と、「前條の」とあるのは「附則第二十五條の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十條の三第三項及び第三項において準用する前條第二項及び第三項の」と、「同條の規定」とあるのは、「これらの規定」と読み替えるものとする。
- 4| 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五條の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十條の第二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一條第二項中「相当する部分、第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前條第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五條の三第三項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額、第八十條第一項に規定する加給年金額及び前條第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五條の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十條の第二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五條の三第三項において準用する第八十條第一項に規定する加給

年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

5 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

6 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「同条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の三第六項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当

時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

8 第五項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達し

たとき以後においては、附則第二十条の二第一項から第四項まで及び附則第二十条の三第四項から第六項までの規定は、その者については、適用しない。

9| 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなかつた場合においては、附則第二十条の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

10| 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、当該退職共済年金については、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第六項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「

相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」とする。

第二十五条の四 特定警察職員等である者で次の表の上欄に掲げる者であるもの（附則第二十五条第三項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

（表略）

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の四第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「こ

これらの規定」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五條の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十二條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一條第二項中「相当する部分、第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前條第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五條の四第三項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、第七十九條第一項第二号に掲げる金額、第八十條第一項に規定する加給年金額及び前條第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五條の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十二條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五條の四第三項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額」と、同條第七項及び第八項中「第八十條第一項」とあるのは「附則第二十五條の四第三項において準用する第八十條第一項」と、第八十二條第一項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額、第八十條第一項に規定する加給年金額及び第八十條の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五條の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十二條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五條の四第三項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額」とする。

5 特定警察職員等である者である附則第十九條の規定による退職共済年金（第七十九條の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第二十五條第三項の規

定の適用を受ける者を除く。)に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

6 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の四第六項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する

加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

8 | 第五項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第二十条の二第一項から第四項まで及び附則第二十条の三第四項から第六項までの規定は、その者については適用しない。

9 | 特定警察職員等である者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなかつた場合においては、附則第二十条の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

10) 特定警察職員等である者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、当該退職共済年金については、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」とする。

第二十五条の五 附則第十九条の規定による退職共済年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているも